

令和2年3月13日

令和2年第1回奥多摩町議会定例会会議録

令和2年3月6日 開会

令和2年3月23日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和2年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和2年3月13日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	菊池 良君
観光産業課長	杉山 直也君	環境整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	岡野 敏行君
病院事務長	須崎 洋司君		

令和2年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第3号]

令和2年3月13日

(金)

午前10時00分

開議

会期 令和2年3月6日～3月23日 (18日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問 (10名) 1 澤本 幹男議員 2 高橋 邦男議員 3 石田 芳英議員 4 木村 圭議員 5 小山 辰美議員 6 相田 恵美子議員 7 小峰 陽一議員 8 森田 紀子議員 9 伊藤 英人議員 10 宮野 亨議員 11 大澤由香里議員	—
3	陳情 1号	奥多摩病院の存続・充実を求める意見書採択についての陳情書	趣旨採択

(午後3時57分 散会)

午前9時00分開議

○議長（原島 幸次君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第2 一般質問を行います。

通告のありました議員は11名であります。

これより通告順に行います。

初めに、7番、澤本幹男議員。

〔7番 澤本 幹男君 登壇〕

○7番（澤本 幹男君） 7番、澤本です。

それでは、1点、パラリンピックを通じて子どもたちの障害者への理解を深める教育についてお伺いいたします。

オリンピック・パラリンピックの東京大会があと数カ月で開催となります。きのう、ギリシャのオリンピアから聖火が点灯されて、20日に日本に着くということでございます。オリンピック終了後、すぐにパラリンピックが開催されるわけですが、パラリンピック大会を通じて障害者への理解が深まることを期待いたします。

特に、子どもたちには、障害者への理解を深める絶好のチャンスだと思います。パラリンピックのスポーツを観戦したり、実際に体験することで、より理解が進むことと思います。

新聞紙上では、障害者の理解がない事件がたまに見受けられます。心が非常に痛むわけですが、学校教育の中で、子どもたちから障害者への理解がより進めば事件は減るものと思います。

このパラリンピックの大会で、子どもたちに学校教育を通じてどのように障害者への理解を深める教育をするのかをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7番、澤本幹男議員の一般質問、パラリンピックを通じて子どもたちの障害者への理解を深める教育につきましては、教育委員会の所管事項となりますので、教育長から答弁させていただきます。

○議長（原島 幸次君） 若菜教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 7番、澤本幹男議員の一般質問、パラリンピックを通じて子どもたちの障害者への理解を深める教育についてにお答えをいたします。

本年7月24日から8月9日まで東京2020オリンピックが、また、8月25日から9月の6日までパラリンピックが開催されます。

奥多摩町でも、以前よりオリンピック・パラリンピック機運醸成事業として、各小・中学校や社会教育事業において障害者スポーツの体験会を開催するなど、障害者への理解を深めることに努めてまいりました。

昨年は、6月9日の歩く大会が雨のため、残念ながら予定を変更し、古里小学校体育館でのボッチャ・輪投げ・ディスクゲッターなど、だれでも参加しやすい障害者スポーツやニュースポーツの体験会を実施をいたしました。幸いにも多くの子どもたちにも参加をいただき、これらのスポーツに親しんでいただくことができました。

障害者スポーツには、車椅子を使った競技など、まだほかにもたくさんございます。中には専用の用具が必要になるなど、手軽に始められないものもございますが、奥多摩町に合った多額の費用を必要としない障害者スポーツもございますので、今後さらに研究・導入をしていきたいと考えております。

学校教育の現場におきましても、学習指導要領に交流及び共同学習の機会を設けるよう位置づけられていることなどから、日ごろより各教科やスポーツ、文化・芸術活動などを通じ、障害者への配慮・差別の禁止など障害者理解教育を進めております。

幸いにいたしまして、奥多摩町の児童・生徒が障害者に対し差別的な言動を行ったというような事案は報告されておきませんが、これからもより一層障害者に対する理解・配慮を推進し、障害者も健常者もともに住みやすい町をつくっていける人を育てる教育の実現に努めてまいります。

澤本議員ご質問のパラリンピック大会を通じての障害者への理解を深める教育につきましては、本年でございますが、9月1日に奥多摩中学校の全生徒がオリンピックスタジアムでパラリンピック陸上競技を観戦することとなっております。これは、障害者が真剣に競技する姿を実際に間近で見ることのできるまたとない機会であり、このことを通じて生徒が得るものは非常に大きいものがあるというふうに考えております。

ほかにもブラインドサッカーやゴールボールの体験、ボッチャを通じた高齢者施設での交流会、親子パラリンピック競技体験授業などを実施をしております。今後も引き続きこのような取り組みを続けるなど、障害者への理解を深める教育を推進してまいりたいと

考えております。

○議長（原島 幸次君） 澤本議員、再質問はありますか。どうぞ。

○7番（澤本 幹男君） 再質問はございません。ぜひともパラリンピックというよいチャンスでございますので、障害者に対する子どもたちからの教育のほうを教えてください、そういう心の痛む事件が少なくとも奥多摩じゃないように、よろしく願いをしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、7番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

次に、11番、高橋邦男議員。

〔11番 高橋 邦男君 登壇〕

○11番（高橋 邦男君） 11番、高橋です。

では、2件質問させていただきます。

東京オリンピック・パラリンピックの開催を迎えるに当たって、現在、新型コロナウイルスの感染拡大で開催が心配されますが、一応開催を前提として質問させていただきます。

いよいよ待ちに待った東京オリンピック・パラリンピックの開催が近づいてきました。開催の予算や競技会場の変更等、いろいろな問題がありましたが、ここに来て開催に向けた準備も大詰めを迎えています。また、出場される選手の皆さんも最高のパフォーマンスを発揮するために、日の丸を背負うプレッシャーと戦いながら開幕を待っていることと思います。

私もこの大会をとっても楽しみにしています。残念ながら観戦チケットは手に入っていませんが、チャンスがあれば、この目で見たいものと思っています。

ところで、56年前の東京大会では敗戦からの復興を掲げ、まちの美化や道路整備などが進み、首都高速が建設され、東海道新幹線も開通するなど、インフラ整備が飛躍的に進みました。そして、経済的にも、科学分野においても日本を大きく変えた大会と言えます。

今回の大会では、東日本大震災からの復興を掲げ、日本的文化であるおもてなしの心を持って、安全で人と自然に優しい環境づくりなど、人と人、人と自然の共生を目指している大会ではないでしょうか。

そこで、奥多摩町においては、この大会をどう迎え、生かしていけばよいのでしょうか。6月には奥多摩町スポーツフェスティバルが、7月の12日には聖火リレーが予定されています。私はこれらの事業を通して、町民皆さんのオリンピック・パラリンピックへの機運を高めるとともに、健康づくりやスポーツを通じた交流を深める機会にすることが大切であると思っています。そして、子どもたちのスポーツを親しむ心をはぐくみ、夢や希望

を与える機会になればと思います。

そこで、次の質問にお答えください。町は、東京オリンピック・パラリンピックをどう迎え、この機会をどう生かそうと考えていますか。町の考えをお聞かせください。

2件目の質問であります。プラスチック製レジ袋の有料化を機に「脱プラ」の意識高揚を。現在、プラスチックごみが地球温暖化や海洋汚染の原因の一つになっています。

そこで、プラスチック製レジ袋については、世界の多くの国が有料化を義務づけたり、使用を禁止したりしています。日本国内においても有料化している商店やレジ袋を禁止する条例をつくらうとしている自治体もあるようです。また、脱プラの動きも盛んになってきています。プラスチック製容器や包装を廃止する商店も出始め、代替品の開発も始まっています。

そこで、日本政府はことし7月から、一部例外はあるものの、国内すべての商店でレジ袋の有料化を義務づける方針です。ただ、プラスチック製容器や包装はとても便利で、私たちの日常生活に欠くことのできないものになっています。プラスチック製レジ袋の有料化だけで脱プラが達成するわけではありませんが、脱プラへの一歩であると言えます。

私は、このプラスチック製レジ袋の有料化を町民皆さんの脱プラへの意識高揚を図る機会にすべきであると思っています。例えばマイバッグ、マイボトルの使用や、小分けするポリ袋を使わないなどの日常生活の見直しを進めるとか、町の行事等で配布しているような布製エコバッグを全戸に配布するなどが考えられるのではないのでしょうか。

そこで、次の質問にお答えください。町は、脱プラへの意識高揚についてどのような考えをお持ちでしょうか。また、町のプラスチックごみ、ペットボトルとか、可燃ごみとして処理しているビニールごみなどがありますが、処理状況を教えてください。

以上2件、よろしく申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 11番、高橋邦男議員の1つ目の質問、オリンピック・パラリンピックの開催を迎えるに当たってにつきましては、教育委員会の所管事項となりますので、後ほど教育長から答弁させていただきます。

2つ目の質問、プラスチック製レジ袋の有料化を機に「脱プラ」の意識高揚をについてありますが、プラスチックは、短期間で経済社会に浸透し、私たちの生活に利便性と恩恵をもたらしてまいりました。一方で、資源・廃棄物制約や海洋ごみ対策・地球温暖化といった生活環境や国民経済を脅かす地球規模の課題が一層深刻さを増しており、これらに

対応しながらプラスチック資源をより有効に活用する必要性が高まってきております。

こうした背景を踏まえ、政府は 2019 年 5 月にプラスチック資源循環戦略を策定し、その重点戦略の一つとして、リデュース等の徹底を位置づけ、その取り組みの一環としてレジ袋有料化の義務化を実施し、消費者のライフスタイルの変革を促すことでプラスチック製レジ袋の過剰な使用の抑制を図るとしております。

経済産業省と環境省は、令和元年 12 月に容器包装リサイクル法の関係省令を改正するとともに、制度の円滑な実施に向けたプラスチック製買物袋有料化ガイドラインを公表し、スーパーやコンビニエンスストアなど、すべての小売業に属する事業を行う事業者は、商品の販売に際して消費者が商品の持ち運びに用いるためのプラスチック製買物袋の有料化を東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催前の令和 2 年 7 月 1 日から全国で一斉に開始することとしております。

レジ袋の有料化は、地球規模の課題である海洋プラスチックごみ（廃プラ）対策の一環であり、国内におけるレジ袋の使用量は年間 20 万トン程度で、1 年間に排出される廃プラスチックの 2%程度を占めるとされております。

こうした国の取り組みと同時に、東京都では、気候危機に立ち向かう行動宣言として、ゼロミッション東京戦略を昨年 12 月に策定いたしました。この行動宣言は、世界が気候危機に直面する今、東京もエネルギー・資源の利用に大きな影響力を持つ責務として、気温上昇を 1.5 度に抑えることを追求し、2050 年までにミッションを実現することで、世界の CO2 排出実質ゼロに貢献していくとしており、東京都の特性を踏まえ、特に重点的に取り組む分野として 6 分野を選定し、14 の政策に体系化され、各政策の 2030 年に到達すべき目標と 2050 年に目指すべき姿が示されております。

6 分野のうち、プラスチック対策、脱プラ等につきましては、資源・産業の分野で重点的な対策が必要と位置づけられており、個別にプラスチック削減プログラムが策定され、2030 年に到達すべき目標として、区市町村と連携した分別・リサイクルの促進強化や、国内循環ルートの構築、海洋プラスチックごみの発生抑制、また、先進的な企業と連携したイノベーションの創出などの取り組みにより、家庭と大規模オフィスビル等から排出される廃プラスチックの焼却量を 2017 年度の 70 万トンから 2030 年では 40 万トンに削減し、40%の削減を目標としております。

さらに、2050 年に目指すべき姿は、大幅なりデュースと使い捨てプラスチックの廃絶により CO2 実質ゼロのプラスチック利用をゴールとしており、大量の資源を消費する都市であるとともに、世界経済の中心地の一つである東京において持続可能な消費及び生産

モデルを実現し、それを世界に広げていくことが必要であるとしております。

東京都における 2017 年度のプラスチックごみの年間分別処理量の比較では、多摩地域の市町村の平均分別量が一人当たり 8.3 キログラムに対し、23 区では 2.65 キログラムで、多摩地域の市町村の大半で完全分別が進む一方、23 区では市町村の 3 分の 1 以下の分別状況になっているため、東京都は新年度予算案に 1 億 2,000 万円を計上し、分別収集効率を上げる取り組みを支援するとしております。

町といたしましては、こうした国のプラスチック製買物袋の有料化の動向や、東京都のプラスチック対策、脱プラ等の取り組みについて、広報おくとまや町のホームページにより住民の皆様へ情報提供を行うとともに、ふれあいまつり等のイベントの際には、廃棄物減量推進員の皆様にもご協力をいただきながら啓蒙・啓発活動を広げ、日常生活において身の回りのワンウェイ製品の利用の見直し、あるいは限りある資源を大切に使い、製品や容器を繰り返し使用するリユースに対する住民意識の高揚を図り、エコバッグやマイボトルを積極的に使用するライフスタイルが住民皆様に浸透するよう情報発信に努めてまいります。

また、町におけるプラスチックごみの処理状況であります。ペットボトルは、西秋川衛生組合のリサイクル施設に搬入し、ペットボトル圧縮こん包装装置により圧縮処理され、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会でもリサイクル処理されております。町のペットボトルの年間排出量は、平成 28 年度が 17 トン、平成 29 年度が 16.7 トン、平成 30 年度が 18.2 トンで、各年度により観光客の来町者数の影響があるものと考えております。

可燃ごみにつきましては、平成 28 年度が 1,346 トン、平成 29 年度が 1,325 トン、平成 30 年度が 1,348 トンで、可燃ごみに含まれるフィルム系・固形系のプラスチックごみは可燃ごみと同様に焼却処理されるため、詳細な排出量の把握は困難であります。西秋川衛生組合による平成 28 年から平成 30 年の 3 年間の試料調査データの平均値によりますと、可燃ごみ約 5 キログラム内の 25%程度、約 1.25 キログラムをフィルム系・固形系のプラスチックごみが含まれているという状況でございます。

いずれにいたしましてもプラスチックごみを含めたごみの排出量の削減は、大変重要な課題であり、その削減に向けた取り組みを今後も積極的に推進してまいりたいと考えております。

○議長（原島 幸次君） 若菜教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 次に、高橋邦男議員の 1 つ目の一般質問、オリンピック・パ

ラリンピックの開催を迎えるに当たってにお答えをいたします。

先ほど7番、澤本幹男議員の一般質問でもお答えをいたしました。7月24日から8月9日までオリンピックが、また、8月25日から9月の6日までパラリンピックが開催をされます。

関連イベントの一つとして、ただいま議員からもお話のございました聖火リレーが実施をされますが、3月26日に福島県のJヴィレッジをスタートし、121日間で47都道府県をすべて回り、最後に7月10日から24日までの15日間で、東京都の全区市町村を回る事となっております。

奥多摩町では、3日目の7月12日に聖火リレーが行われます。11時35分に弁天橋東付近の青梅街道からスタートし、奥多摩駅前ではセレモニーを実施をし、その後、12時12分ごろに東長畑橋手前でゴールをする約2キロメートルのコースで、町民を含む十数名のランナーが1人当たり約200メートル走行する内容となっております。

聖火リレーの実施に当たりましては、沿道での応援などで住民皆様にご参加をいただくことで、より一層オリンピック・パラリンピックを身近に感じていただき、機運の醸成を図っていききたいというふうに考えております。

また、学校現場における取り組みにつきましては、平成30年第3回定例会において石田芳英議員の一般質問でもお答えをしたところですが、オリンピック・パラリンピック教育について、ボランティア・マインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚、この5つの資質が重点事項となっております。

今までに学習読本を利用した教育のほか、アルミ缶を回収し、売却収入を被災地に寄附する、障害者スポーツの体験、体力向上月間を設け、縄跳びや持久走を実施をする。授業には和楽器、生け花、茶道を取り入れる。外国語指導助手や海外受け入れ事業により、英語に親しみ、国際理解を深めるなど、多方面に力を入れてまいりました。

6月に開催を予定しております奥多摩町スポーツフェスティバルにおきましても、内容の詳細はこれから決定をいたしますが、オリンピック・パラリンピック競技の紹介や体験コーナーを設けることを予定しており、多くの住民の方々にご参加をいただきたいと考えております。

今後もオリンピック・パラリンピックを絶好の機会として、さまざまな機運醸成事業や競技の体験・紹介に力を入れてまいります。

○議長（原島 幸次君） 高橋邦男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○11番（高橋 邦男君） ありがとうございます。

では、2件ほど再質問させていただきます。

1件目なんですけど、オリンピック・パラリンピック関係なんですけど、56年前、自分は小学校6年生で東京オリンピックを迎えました。ここにいる多くの方は、オリンピックを実際に知らない方も多いかもかもしれませんが、自分の記憶の中にも結構大きなイメージが残っています。自分の家でもテレビが入ったのが、たしかこのときだったような気がしました。

それと、6年生でしたので、中学3年生と6年生が実際にオリンピック見学に行かせていただきました。ただ、何を見に行ったらよく覚えてないんですけど、ただ、担任の先生が、もう二度と日本でオリンピック見られないから、目ん玉あけてよく見てこいよというようなことだけはよく覚えていますということで、非常に思い出のある大会だったような気がしました。

そういう意味で、今回のオリンピック・パラリンピックも、我々住民はもちろんですけど、前回のオリンピックを知らない方々に、ぜひ思い出に残るような、1つは、なかなか見ることはできないと思うんですけど、いろんな形で参加するような、そういう形になればいいなというふうに思っています。

長くなっちゃったんですけど、質問なんですけども、特に聖火リレーですね。7月12日に予定されています。先ほどの答弁で、主に応援で参加というような形になるようなんですが、まだ東京都の組織委員会ですか、実行委員会のほうから聖火リレーについては町のほうに余り情報が、情報というか、詳しいことがおりてないような気がするんです。自分が知っている範囲では、町民の中で4人の方が聖火リレー実際に走るということだけはわかっているんですけど、それ以外の部分がわかっていません。やはり今コロナウイルスの問題もあるんですけど、実施する方向で準備はすると思いますが、もっと町民の皆さんにも聖火リレーやるんだということはもちろんですが、もうちょっとアピールしていかないと機運が高まらないと思うんですけど、町のほうで聖火リレーについてわかる範囲でちょっとこの場で説明をお願いしたいなというのが1点。

それから、もう一つはごみ問題のほうなんですけども、確かに日常生活の中でプラスチック製品ですか、切っても切れないような存在になっています。自分のことなんですけど、可燃ごみとして非常に助かっているんですけど、紙類よりももしかしたらビニール類のほうが多いような気がするんですね。西秋川衛生組合で可燃ごみとして処理していただいているんで、非常に助かるんですけども、公害ですかね、そういうプラスチックごみを焼却していると思うんですけど、公害基準値を下回っているというような認識でいるんですけど、

本当に大丈夫なのかなという心配があるんですね。その辺のもしデータがあれば、排出されるダイオキシンだとか、いろんな物質があると思うんですけどね、その辺のデータですね、もしわかれば教えてほしいと思います。

以上、2件お願いします。

○議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7番、高橋議員さんからの再質問でございます。2点ありまして1点目、オリンピック関係ということで、聖火リレーの現状でわかる範囲での説明をということでございます。

先ほど教育長の答弁からもありましたように、この辺はご承知かと思うんですけども、今年の7月12日ということで、主に、西多摩地域が一筆書きのような形で聖火がめぐるといような状況です。

国の組織委員会を通じて東京都のオリ・パラ準備局もあるんですけども、なかなかIOCの関係もあるということなんですけども、情報の統制といいますか、ありまして、確かに住民の皆様からするとなかなか大卒の話があつて、この町でどういうふうになって、どんな催し物がされるのというところがなかなか見えないというところもあるんですけども、この辺も東京都のほうもそうなんですけども、本当に年明けの1月ごろ、まだこの感染症の話が出る前とかも来ていて、現地見たりとかという状況で、それでドタバタしながら、東京都のほうの取りまとめをして、先ほど申し上げたようなリレーコースというようなことが発表されたりというところでございます。

まず、リレーコースの中で、いわゆる催し物という関係で言いますと、ミニセレブレーションというのがあります。通常その日のスタートとおしまいというので大きいのをやったりするんですけども、その7月12日ですと、大きいのはその日の終わりの瑞穂町なので、そこで大きいセレブレーションをやるんですね。ただ、各開催自治体の中でも任意なんですけども、いわゆるちょっとしたやりとりはしてくださいよというのがありますので、町でもミニセレブレーションということで10分か15分ぐらいになるかなと思うんですけども、行います。

こちらにつきましては現状、奥多摩駅前ということで、ちょっと西東京バスさんの敷地もちょっとお借りしながら、その際は西東京バスさんにちょっと場所を移っていただいとということになりますけれども、ミニセレブレーションを行いたいと思います。こちらの中でも大会実行委員長ということで、まだ決定ではないんですけど、恐らく町長という形になるかなと思うんですが、挨拶があつたりとか、それからトーチキスといって、いわ

ゆるリレー、そこでまた交代したりするんで、きのうもギリシャのほうでやっていましたけど、ああいう形でやったりとか、それから、若干イベントというわけではないんですけども、2つぐらいちょっと音楽関係というか、ちょっとこれもまだ正式な部分でないので、だれがとか、どこの団体がということは言えないんですけども、そんなようなところを予定しているところでございます。

それから、リレー、走る人ですね。先ほど4名というお話出たんですけども、実際のところ、高橋議員さんのほうはご承知はしているところだと思うんですけども、公表の中では7月12日に走るメンバーの名前がホームページに載っているだけなんです。ですから、本当は正式には奥多摩町を走るかというのは対外的にはわからないという状況なんですけど、実際のところは4名というような情報は町に来ております。約10名ぐらいということで、おおよそ200メートル程度で10名ということなんで、あとの6名程度はどうなっているのと話になると思うんですけど、これはいわゆるオリンピックはいろいろコマース関係とかありますんで、スポンサーがあるんですね。コカ・コーラとか、エネオスとか。そういうスポンサー枠で募集した方が走るということで、この部分はどういう方が走るのかはちょっとわからないというのが実情です。

あと今、もう一つあるのは、コカ・コーラ今お話出したんですけど、そういうところで若干盛り上げるために、こっちに車両というか、来たりして、何かよく駅伝なんかでもうちわとか配ったりすると思うんですけど、何かそんなタオルか何かをちょっと渡したりというような話は今、来ております。

それから、町民の方にかかわっていただくという形で、沿道で応援していただくのも当然なんですけども、また、いわゆるボランティアというか、リレーサポーターということで、いわゆる沿道の警備、本当の警備は専門職がやるんですけども、いわゆるボランティア的にちょっとお手伝いをいただくということで、これも実は、人数のほうはかなり変動しております、当初170名程度というところが今320にしてくれとか、ちょっとお話が来ております。これもこれからということになるんですけども、ぜひ体育協会さん初めですけども、各種団体の皆様にも今後、話が固まり次第ということですけども、ご相談なり、お願いをさせていただきたいと思いますので、皆様のご協力のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、また予算特別委員会のほうでもご審議いただきますけれども、東京都、国なりからも補助金があるということで、ちょっとタイミングが本当に年明けに連絡が来てしまったので、当初予算に、いわゆる特定財源としては盛り込めていない部分もあるんです

けど、そういったところのお願いも今後、議会の皆様にもお願いしていきたいなというところでございます。

非常にお話が飛んでしまって申しわけないんですけど、ちょっとなかなかお伝えし切れない部分があって非常にもどかしいんですけども、ちょっとこれはもう全国的、東京都も含めてということですので、ご理解をいただきたいと思います。町としましても、町で協議が行われるわけではないので、なかなか西多摩地域はちょっと都心と比べると、機運醸成というのが難しいかなというところなんですけども、教育委員会からもありましたように、リレーという部分で、聖火リレーというところで、時間的には短いんですけども、そこに集約して、皆様が記憶、思い出に残るような競技にしていければというふうに思っています。

また、コロナウイルス対策関係も、きのうあたりもオリ・パラ準備局からも連絡が来ているんですけども、現状としては予定どおり行うという方針に変わりはないということですけども、この辺も今、情報が逐一変動しておりますので、その辺、対応を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 詳細まだ決まっていらないんですけど、今、お話ししたようなことなんです。今、完全に決まって公表されて、みんなにいいよという情報を出していいよというのは、教育長が答弁したとおりでございます。企画財政課長が言った部分については、私たちももどかしいんですけども、きちっと決まった情報が来た段階では、素早く住民の皆さんに知らせていきたいと。

特に、今回の部分で一番難しいのは、東京都が実行委員会を組織し、組織委員会の許可を得ないと公表できないんですね。私自身が聖火リレーの実行委員会の委員として携わっているんですけど、いろんな情報をお聞きしたいんですけど、それも組織委員会の許可をもらわないとできないという段階でございまして、決して情報を出さないということじゃなくて、決まった部分の情報しか出せないというのが実態でございまして、そういう中で、どうやって機運醸成を高めていくのかなというふうな工夫をしながら、住民の人たちに理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（原島 幸次君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 11番、高橋議員の再質問2点目にお答えをさせていただきますと思います。

町で排出されます可燃ごみの中にはビニール系のごみも含まれておりまして、これは先

ほのお話にもございましたとおり、同一に焼却処分をされているという状況でございます。西秋川衛生組合におきまして最新の熱回収施設、こちらで焼却をされまして処理をされているということでございます。

この焼却の際に発生しますガス類等の中に含まれるダイオキシン類等の有害物質につきましては、西秋川衛生組合におきまして検査を実施してございまして、ばい煙を例に、硫酸化物等の公害物質につきましては検査をしております、維持管理上の基準値なんです、こちらにつきましては60という数字がございまして、いずれも60を下回る50台というふうなことで、基準値はクリアをしているということでございます。また、ばいじんにつきましても、酸素濃度12%換算値以下ということなんです、こちらにつきましても基準値以下の0.15という数字で推移をしているという状況でございます。

以上でございます。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 今、高橋議員から2つの問題提起されていますけれども、空気中に出す二酸化炭素の濃度は全く心配ないんです。それは、今、課長お話ししましたように、今の焼却施設そのものは最新の設備でありますから、そっちは全く心配ございません。むしろ廃プラをどう減らしていくかという世界的な問題と、それから、今、廃プラも一緒に可燃ごみとして燃やすことができるんですよ。ですから、この部分をできるだけリサイクルに回せないかというのが大きな課題でございまして、手間暇をかけて住民の皆様にはリサイクルを剥がしてもらおうとか、いろんなことございまして、そういうふうに進めながらリサイクルに回す方法を考えていく住民の皆さんにご協力を賜る、こっちのほうが重要なことというふうに思っております。

○議長（原島 幸次君） 高橋邦男議員、よろしいですか。

○11番（高橋 邦男君） どうもありがとうございました。以上で、終わりにいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、11番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、9番、石田芳英議員。

〔9番 石田 芳英君 登壇〕

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

私からは、1項目、女性活躍社会の推進についてお伺いさせていただきます。

今回の奥多摩町議会選挙は、初めて女性の方が3人ご当選されて、議会にも新しい風が吹き込んできたのかなと感じます。

安倍首相や小池東京都知事も、女性活躍の推進を強く実施しており、自治体幹部、諸団体役員、会社役員においても構成比率は次第に改善されてきております。一方、奥多摩町においては、特に、役場職員の課長職に女性が登用されたことがなく、また自治会長等の自治委員においても登用されていない状況です。

今後、当町においても女性活躍社会の実現、役職等への女性の登用が国際化やインバウンドの上からも喫緊の課題であると考えます。

以上を踏まえ、以下お伺いいたします。

1点目としまして、奥多摩町における女性活躍推進についての基本的なお考えをお聞かせください。

2点目としまして、役場内における課長職等管理職の男女間バランスが悪いですが、この点での改善の考えはありますでしょうか。

3点目としまして、役場職員の採用や人事はどのような基準で行っているのでしょうか。答えられる範囲内で結構ですので、お尋ねいたします。

以上、3点についてお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（原島 幸次君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 9番、石田芳英議員の女性活躍社会の推進についての一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、奥多摩町における女性活躍推進についての基本的な考え方ではありますが、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）は、平成27年8月28日に国会で成立し、平成28年4月1日に公布をされました。この法律により、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性はその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務づけられました。

自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから次の3つを基本原則としておりますが、1つ目は、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。

2つ目に、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。

3つ目は、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきことなどが女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ると示されております。

町では、第5期奥多摩町長期総合計画、基本計画に基づき、「第2章やさしさ・ふれあい・人と自然」「第2節だれもが住みたくなる・心かようまちづくり」「第2項女性の元気を活かすまちづくり」に掲げておりますとおり、男女共同参画の推進を図ることで、女性の元気や能力を引き出し、女性の視点を活かしたまちづくりを進めることが求められているとしており、東京都においては、生活文化局が市町村に向けて、男女平等セミナーや各種講習会の開催、また、各種パンフレットの配布など、積極的に豊かで平和な男女平等参画社会の実現に向けてさまざまな取り組みを推進しております。

町におきましても、男女平等参画社会の推進を図ることによって女性の活力や能力を引き出し、女性の目から見たまちづくりを推進し、各行政委員会での女性参画を促し、女性にとっても、男性にとっても、住みよいまちづくりの実現を図るとともに、仕事と子育ての両立を支援する職場環境づくりを目指すことを今後の方向性として位置づけております。

実際に平成29年度からは、青梅市が主催、奥多摩町が協力という形で自治体連携を行い、青梅商工会議所に事業の委託を行い、女性活躍推進事業を実施しております。その内容は、啓発セミナー、年5回実施する女性のためのビジネススクール及び成果報告会などで構成され、令和2年度も引き続き実施をする予定でございます。

また、町では奥多摩町特定事業主行動計画（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）を策定し、数値目標において令和3年度までに係長級以上の女性職員の割合を平成27年4月1日時点で10.3%を15%以上にする数値目標を掲げ、女性活躍推進法に基づく情報の公表を行うなど、女性活躍社会の推進に努めております。

次に、2点目の役場内における課長職等管理職の男女間バランスが悪いについてでございますが、令和元年度における役場内の管理職の人数及び割合は、全13名のうち、男性12名（92.3%）、女性1名（7.7%）となっております。また、課長補佐職8名のうち、女性は0名、係長職については26名のうち、男性は21名（80.8%）、女性は5名（19.2%）となっており、係長職においても女性が少ない割合となっております。

これらの状況につきまして、役場の職員数は合計で128名ですが、男性は88名（68.8%）、女性は40名（31.2%）で、男性が多い職員構成となっております。資格基準等において男女差はありませんが、職員募集時において、町では女性より男性の応募者数が多いことも要因の一つではないかと考えております。

加えて、管理職登用への前段である課長補佐職の試験では、人事担当課である総務課からも積極的な受験を勧奨しておりますが、女性職員数が少ない中で、おのおのの事情や考え方もあり、受験に至っていないという状況になっております。

最後に、役場職員の採用や人事はどのような基準で行っているのかについてであります。第4次奥多摩町行政改革大綱（平成27年4月1日から令和2年3月31日まで）をもとに、「しくみの改革」の柱の中で適正な定員管理を位置づけており、実施計画における職員の定数を128名と定め、定数の中で退職者がある場合、その人数分の補充を行うこと並びに事務執行体制の状況等のかんがみながら、新規採用職員数を決定しております。

また、人事異動の基準につきましては、毎年度人事異動指針を定めており、町の行財政運営は、国・都に財源を依存している割合が依然として高く、景気の低迷が続き、財政運営も極めて厳しい状況にある中で、さらに簡素で効率的な行財政運営を推進し、行政サービスの向上に努めなければなりません。

このことから組織・機構の見直しなど時代に適応した組織の構築を図り、スムーズな執行体制を整備しなければなりません。

また、多様化する行政課題に的確に対応できる職員の育成を基本とし、多くの職場を経験させることにより自己啓発を促し、資質の向上を図るため、毎年度実施しております人事考課制度における自己申告、業務評価及び人事異動希望等自己申告書なども人事の基準として適正な人員配置を行っております。

いずれにいたしましても、今後も引き続き適正な定員管理と適正な人員配置に努めてまいりますとともに、国・都からの情報収集も得ながら、女性活躍社会の推進に資するよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（原島 幸次君） 石田芳英議員、再質問はありますか。どうぞ。

○9番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。特に、再質問はございませんけれども、今、町長のほうからご答弁がございましたように、役場の管理職が現在10.3%ですけれども、それを15%にされるということで、また、課長職についても推進されるということで、適正な人事をやるというご答弁でしたので、ぜひともよろしく願いたいと思います。

また、先週ですけれども、5月8日は国連が定めた国際女性デーというもので、スイスの世界経済フォーラムが2019年に発表した男女格差指数では、日本は153カ国中121位と非常に低位置にあるとのこと。そして、女性議員比率では、世界平均は24.9%ですけれども、日本はわずか9.9%で、日本での女性の議会進出が進んでいないというのも特徴

となっています。

このような中、幸いにも奥多摩町議会は、女性議員比率が 25%と世界平均に達しております。今後もやはり女性活躍社会というのは、地域の活性化や成長を支える上では必要不可欠だと思いますので、積極的な推進をお願い申し上げまして、私からの一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、9 番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますので、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、午前 10 時 15 分から再開いたします。

午前 9 時 57 分休憩

午前 10 時 12 分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5 番、木村圭議員。

〔5 番 木村 圭君 登壇〕

○5 番（木村 圭君） 5 番、木村です。

私からは、1 件質問させていただきます。防災奥多摩の定時放送の文字情報化についてでございます。

防災奥多摩の定時放送は、毎日朝 6 時 45 分と夜 6 時 45 分の 2 回、1 回約 15 分程度に行われています。内容は、早急に町民に知らせなければならない内容から、期日が迫った事柄などさまざまでございます。いずれの内容も町民に知らせる必要があるために放送しているので、一人でも多くの人に聞いていただくためにアナウンス、放送時間、放送内容など、さまざまな努力をされていると思います。

しかし、2 回の放送時間に防災無線機の前で聞いていられる人が果たしてどのくらいいるか疑問です。特に、現役で仕事をされている人は、その時間、朝は既に家を出ているか、支度中、夕方はまだ帰宅していないなどで聞くことができない人が多いのではないかと推測します。防災無線機に録音機能がついていますが、再生聴取している人も限られていると思います。

毎日の放送内容を即座に放送原稿をそのまま町のホームページに掲載し、読める、聞けるようにすれば、時間、場所の制約から解放されます。また、障害者の方にも選択肢が増

えてよいのではないかと思います。定時放送の文字情報化についてお考えをお伺いします。

○議長（原島 幸次君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5番、木村圭議員の防災奥多摩の定時放送の文字情報化についての一般質問にお答えを申し上げます。

防災行政無線は、市町村が地域防災計画に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、あわせて平常時には一般行政事務に使用できる無線局であります。

町では、平成12年4月に現在の防災行政無線局を開局しております。初めに、同報系の防災行政無線とは、住民に同報（同時に知らせる）を行う放送として整備されるものであり、防災無線局が開局される以前の有線放送を発展解消したものであります。

内容につきましては、戸別、または屋外受信機への放送・制御等を行う操作卓が整備された固定局、拡声スピーカーから放送内容が流される屋外拡声子局、各家庭に配布されている戸別受信機により構成されており、町からのお知らせ、さまざまな行事等の案内、災害時及び緊急時における情報提供などに活用されております。

また、対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や、弾道ミサイル攻撃等についての情報を、国から住民まで直接・瞬時に伝送する全国瞬時警報システムJアラートも同報系防災無線を利用して運用をしております。

しかし、電波法令の改正により、令和4年11月末で現在のアナログ方式は使用できなくなり、デジタル化へ移行する必要がありますので、平成30年度には親局（奥多摩町役場）、大塚山中継局、月夜見中継局や屋外拡声子局のデジタル無線設備の機器製造及び据付工事を実施し、令和元年度から2カ年で戸別受信機をデジタル化に更新してまいります。

ご質問の防災奥多摩の定時放送の文字情報化についてであります。防災行政無線の放送につきましては、大きく分けて定時放送と臨時放送がございます。定時放送につきましては、議員のご質問にありますように、月曜日から金曜日の午前6時45分からと午後6時45分、土曜日の午前6時45分、祝日の午後6時45分から15分程度で、主に町や関係機関からのお知らせを行っております。臨時放送につきましては、町から必要に応じて情報の発信を行うほか、町内の関係する各機関からも直接放送可能なシステムとなっており、消防署から火災・救助等のお知らせ、自治会から各地区で行われる行事等のお知らせ、公共交通機関から運行状況等のお知らせなどを行っていただいております。

議員が申されますように、放送時間の朝は既に家を出ているか、支度中、夕方はまだ帰宅していないなどで聞くことができない方もいることも推測されます。

そのため町では、過去に放送した防災行政無線の内容を聞くことのできる防災行政無線メッセージサービスを令和元年5月から開始をしております。防災行政無線メッセージサービスは、自宅の電話や携帯電話からも利用可能な電話回線により放送を聞くサービスで、電話番号 0428-83-2233 にお掛けていただき、案内を聞くことができます。情報の新しい順に案内が行われ、「前の情報は1」を、「次の情報は2」を、「同じ情報を聞くには7」を、「案内を最初から聞くには8」をと音声案内が流され、音声案内に従い、番号をプッシュすることで、いつでも、どこでも再放送が聞ける手段を確保しております。

また、定時放送の内容につきましては、ほとんどが広報おきたまに掲載した記事を改めて放送でお知らせしているものであり、広報おきたまは、発行と同時に町ホームページにも掲載しておりますので、放送原稿をそのまま文字化してとはいきませんが、お知らせや募集の内容については、放送以外の方法でも周知をさせていただいております。

どうしても広報おきたまに掲載が間に合わず、放送でお知らせを行ったものにつきましても、基本的には各課においてホームページを更新し、その内容を掲載しております。

また、定時放送では、それぞれのお知らせや募集について、なるべく多くの方に周知できるように、一度きりではなく、数日間続けて、朝、夕方と繰り返し放送を行っております。

今後もより多くの住民の皆様へ情報を伝えるため、広報おきたまやホームページと並行して、定時放送の充実を図り、防災行政無線メッセージサービスのさらなる周知と、令和元年度、2年度の2カ年で戸別受信機のデジタル化に伴う更新を行い、皆様にわかりやすく、正確な情報の発信に努めてまいりたいと思っております。

若干、ご質問があった部分では、まだちょっとPRが足りないのかなという気がしておりますので、今申しあげましたように、できることはすべて今しておいて、そのやり方がまだ周知していないのかなという気がいたしますので、さらにPRをしながら皆さんにご利用していただくよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（原島 幸次君） 木村圭議員、再質問はありますか。どうぞ。

○5番（木村 圭君） ありがとうございます。私も知らない部分がありまして、勉強不足で失礼しました。

ただ、町のホームページ等にも載っていても、なかなか目を通しにくい部分もあるかと思うんですけど、例えばそういうものを利用して、町民の皆さんに案内するという意味では、町のホームページをただ見る、聞くというだけでなく、内容が利用や活用しやすいよう

な情報にさらに工夫をしてほしいと思います。もちろん閲覧しやすいように整理して掲載することも大事だと思います。

これからもホームページをダウンロードして編集加工できるだとか、町の行政情報も加工編集して使いやすいような、あるいは観光のパンフレットなんかも整理してホームページに載せることで、町民が何か催しをやる時にそういう情報が使いやすいような形でできればなと思っていますので、その辺のお話が伺えればと思います。よろしく願います。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 5番、木村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ただいま活用しやすいように工夫という形でホームページをダウンロードするという話もございますけれども、その内容について加工という部分ではなかなか難しいと思いますけれども、引き続き検討はさせていただきます。

また、木村議員から今回このご質問をいただいて、町でも周知という部分では大変申しわけないなと思っているんですけども、3月4日の日にホームページに防災行政無線のメッセージサービスの部分をトップページに電話番号等掲げてさせていただきました。この辺もさらに周知してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 木村圭議員、よろしいですか。

○5番（木村 圭君） ありがとうございます。ぜひよろしく願います。

○議長（原島 幸次君） 以上で、5番、木村圭議員の一般質問は終わります。

次に、4番、小山辰美議員。

〔4番 小山 辰美君 登壇〕

○4番（小山 辰美君） 4番、小山辰美です。

質問させていただきます。私からは、奥多摩町プレミアム付商品券について質問させていただきます。

令和元年10月1日より消費税増税に伴い、3歳未満の子どもがいる子育て世帯、住民税非課税の低所得者を対象にプレミアム付商品券の販売を2月21日まで、使用期限が2月29日まで実施されておりました。発行額は奥多摩町で上限4,000万円、対象者1件につき2万円まで購入ができ、2万5,000円分の買い物ができました。

しかし、奥多摩町では、商店の廃業、特に、鮮魚店、生鮮食料店の減少が続いており、また、台風19号の被災により交通事情の悪化、買い物へ行くにも困難が続いた状態です。

商品券加盟店の登録は飲食店が多く、食料品店が少なく、不便さを感じました。今後は、商店、共同店舗、スーパーマーケット等の対策、山間部や高齢者が住んでいる地域に移動販売車の充実を実施してほしいと思います。

また、今回の商品券購入対象者が限定されましたが、お金がかかるのは中・高校生がいる子育て世帯だと思っております。

今回の成果と今後、奥多摩町独自のプレミアム付商品券の事業は実施するのか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 4番、小山辰美議員の一般質問、奥多摩町プレミアム付商品券についてお答えを申し上げます。

今回、実施されたプレミアム付商品券事業は、令和元年10月1日の消費税・地方消費税率引き上げが低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、住民税非課税者となる低所得者及び3歳未満の子どもがいる子育て世帯主向けにプレミアム付商品券の発行等を行う市町村に対して、その実施に必要な経費の全額を国が補助するという制度であります。

今回のプレミアム付商品券につきましては、1枚500円の商品券が10枚つづりで1冊となり、1冊5,000円分の商品券を4,000円で購入できるものとなります。対象者が購入できる回数は5回までであり、商品券の額面の上限であります2万5,000円を2万円で購入できる制度であります。

町では、プレミアム付商品券事業の実施に当たり、住民税非課税者を1,540人、子育て世帯を60人、合計で1,600人と見込み、令和元年第2回定例会及び第3回定例会において、一般会計補正予算に1,420万1,000円を計上させていただき、議会の決定をいただいたところであります。

さて、ご質問の1点目の今回の成果でございますが、令和元年8月5日発行の広報おくたまで申請方法を掲載するとともに、チラシと申請書を各自治会を通じて各家庭へ配布いたしました。住民税非課税者については、申請期間を12月20日までとし、役場住民課、保健福祉センター、子ども家庭支援センターで申請の受付を行い、該当者には商品券購入に係る引換券を交付をいたしました。

なお、子育て世帯については、非課税要件等がないことから、対象世帯主あてに引換券を交付しております。

申請期限である 12 月 20 日時点での申請実績であります。住民税非課税者の申請が 102 件、うち交付決定が 91 件、子育て世帯については 58 件の交付を行い、合計で 149 件の該当者がございましたが、率にして 1 割に満たない状況でありました。

国が実施した調査においても、住民税非課税者の申請状況については全国的に低調であり、申請期限の延長など柔軟な対応を行うよう通知があったことから、町においても申請期限を 1 月 20 日まで 1 カ月間延長し、防災行政無線等により再周知を図ったところでありますが、最終的な該当者数は 150 件という状況でありました。

また、商品券の使用可能店舗については、プレミアム付商品券事業実施要領により、基本的には当該市町村の区域内の民間事業者を対象に幅広く公募することとされていたことから、町内事業者を対象として公募をし、コンビニエンスストア、飲食店、ガソリンスタンドなどのほかに自動車修理工場、レジャー施設、新聞店など 66 事業所の賛同を得て実施をいたしました。

しかしながら、平成 27 年度に実施したプレミアム付商品券事業の使用可能店舗は 130 事業所であり、議員ご指摘のとおり、商店の閉店等により登録事業者数が減少したこと、台風 19 号災害の長引く影響により、買い物に不便さを感じた方も多かったと推測しております。

また、今回の対象者については、住民税非課税者となる低所得者及び 3 歳未満の子どものいる子育て世帯主に限定して実施されたことも事業が盛り上がらなかった一因となり、一定の成果が得られなかったものと考えております。

次に、今後、奥多摩町独自のプレミアム付商品券の事業は実施するのかがございますが、今回のプレミアム付商品券事業については、国から事業費の全額が補助金として交付されましたが、町単独で実施した場合、国や都からの補助制度はございません。したがって、町単独でプレミアム付商品券事業を行うことは、現時点においては財政面からも厳しい状況でございます。住民福祉の向上と町内消費の喚起など、産業振興の観点では有効な手段の一つであると考えますので、事業の必要性を再度検証しつつ、今後研究してまいりたいと思っております。

○議長（原島 幸次君） 小山辰美議員、再質問はありますか。どうぞ。

○4 番（小山 辰美君） 再質問ではございません。今、町長が答弁されました、独自ではできないということなんで、それなら町民や商店の活性化になるような、何かほかの事業をしていただきたい、そう思います。住みよい町にするために、ぜひお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、4番、小山辰美議員の一般質問は終わります。

次に、3番、相田恵美子議員。

〔3番 相田恵美子君 登壇〕

○3番（相田恵美子君） 3番、相田恵美子です。

私は、2件ご質問させていただきます。

1件目は、平和教育の観点で忠霊塔等の活用を。小河内、氷川、古里の3遺族会からなる奥多摩遺族会は、昨年3月に六十数年の歴史に幕をおろし、解散をいたしました。奥多摩町が誕生した昭和30年の町政時報にも奥多摩遺族会の結成がされた模様が掲載されております。解散後は、小河内のみ存続というふうになり、氷川と古里はそのまま支部としても解散されたそうです。

遺族会の主な活動としては、慰霊祭の開催、そして、国策で戦場に送られた方々のご供養として、未来に過ちを繰り返さないためのシンボルとしての忠霊塔等の建立がありました。

今回の解散は、遺族会の方々のご高齢に伴い、いたし方がないということではありましたが、これまで維持管理をされてきた遺族会の方々の思い、そして、継続できなかったことへの無念さを私は古里地区遺族会解散総会に出席し、痛感したところです。

そこで、これまでの遺族会の方々の活動を無駄にしないためにも、悲惨で不幸な歴史を繰り返さないためにも、未来を担う子どもたちの平和教育の観点から忠霊塔等の活用を町で行うことはできないでしょうか。町のお考えを問います。

2件目です。私は、現在、奥多摩町における障害のある方の置かれている状況について、次の3つに集約することができるかと考えております。

1つ目は、親世代が高齢化していく中、高齢となった親たちが、自分たちが亡くなった後の我が子を心配に思う、いわゆる親亡き後の問題です。

2つ目は、親亡き後、一人になった障害のある方が住みなれたこの奥多摩町で暮らし続けたいと思ったとき、その支援体制をいかに確保するかという地域支援の課題です。

3つ目は、差別や偏見をなくし、当事者についての正しい知識、理解を深めるための啓発活動をどのように進めていくのかという課題です。

以上の認識を踏まえ、今後の奥多摩町の障害福祉施策の方向性についてご答弁をお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3番、相田恵美子議員の1つ目の質問、平和教育の観点で忠霊塔等の活用をにつきましては、教育委員会の所管でございますので、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

2つ目の質問、奥多摩町における今後の障害福祉施策の方向性についてであります、奥多摩町の障害福祉施策は、第5期奥多摩町長期総合計画の基本方針「みんなで支えるホットなまちづくり」、町地域保健福祉計画の基本理念「一人ひとりがささえあい みんなでつくるまち 奥多摩」の実現を目指し、事業に取り組んでいるところであります。

そのような中で、令和2年度末には、障害者計画の第5期障害者福祉計画、第1期障害児福祉計画の2つの計画が終了することから、それぞれの計画の策定に伴い、障害をお持ちの方々を対象にアンケート調査を行い、法改正や社会情勢の変化なども把握して、障害者施設、身体、知的、精神障害者、また、医療関係者等も含めた協議会を設立し、社会福祉協議会など関係機関とも一体となって進めてまいります。

町内には、在宅で障害者手帳や愛の手帳などをお持ちの方は約300名おられ、いろいろな福祉サービスを利用されておりますが、自立を支援する現在までの障害福祉事業としましては、平成25年4月1日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法が施行され、障害福祉サービスに係る給付に加えて、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、障害のある方に対する理解を深めるための研修や啓発、障害のある方やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援等を実施すること、地域社会における共生の実現を目指すこととされ、そのための事業を推進してまいりました。

その1つといたしまして、在宅障害者自立生活サポート事業を平成23年度から行っております。この事業は、町の地域活動支援センターより通所されている方に肥満の方が多く、食生活や生活習慣病が非常に心配だという声から事業化に至ったものでございます。

障害のある方は、障害に伴う活動量の減少等や内服薬の副作用等で肥満のリスクが高く、障害があることで食生活や生活習慣が崩れやすく、生活習慣病のリスクが上がり、また、障害によっては動きが制限されたり、理解力の低下や価値観の偏りにより健常者向けの講習会は敷居が高いということで、障害のある方が参加しやすいよう企画しております。

事業の内容は、調理実習の一連の調理、昼食、片づけ、そして、次回の献立を参加者が管理栄養士の助言を受けながら、栄養のバランスを考えて作る過程を通じ、スキルアップを目指し、参加者の状況や意向に合わせてミニ講座や体操なども取り入れております。

また、参加者の発想や意向を大切に、管理栄養士や保健師は裏方に徹し、参加者一人一人のできること、頑張っていることを理解し、参加者同士がお互いの特性を認め合い、参加をしていただいております。

また、参加者が新しい参加者を誘い、また、新しい参加者が来ると常連の参加者がみんな歓迎し、フォローしてくれる温かい事業が行われるよう働きかけを行っております。

事業開始当初は、地域活動支援センターに通う一部の方の参加でありましたが、今では町外の福祉サービス事業所へ通所中の方、通所を経て就職された方など、境遇の違う参加者の交流の場としての機能もあわせて持っております。

特に、昨年の台風 19 号での断水時の調理実習は、このようなときだからこそ実施し、障害のある参加者の安否や生活の確認の場として、そして、水を使わない料理や食器にラップを張って飲食後の食器の洗浄を省くなど、水を使わない方法での実習として大変好評であったと報告を受けております。

また、地域活動支援センター機能強化事業として平成 19 年 7 月以来、NPO 法人に事業を委託し、障害者や障害児にかかわる正しい知識の普及啓発事業、自立支援、交流の場、就労の場としてパン製造及び販売、福祉施設の清掃業務など、幅広く活動していただいております。

さらにこの事業を推進するため、総事業費約 1 億 6,300 万円をかけて、JR 鳩ノ巣駅前に障害者地域活動支援センターを、この 4 月に開所する予定であります。新しい施設におきましては、障害のある方がさらに必要なサービスを受け、また、社会参加が促進されるよう利用していただくのと同時に、その家族の方、関係者の方など、より多くの方にも利用していただき、町の障害者福祉の拠点となることで障害のある方への理解や交流がなお一層推進されるよう期待しております。

本年 4 月から東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、特に、パラリンピック競技大会が始まりますと、その選手が与える感動は日本国民のみならず、全世界に勇気と希望、さらには障害のある方への理解がなお一層深まることが予想されます。

こうした障害のある方に対する関心が高まる機会を逃すことなく、町としても東京都や関係機関と連携を図りながら、障害のある方に対する差別や偏見がなくなるよう今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（原島 幸次君） 若菜教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 次に、相田恵美子議員の1つ目の質問、平和教育の観点で忠霊塔等の活用をについてお答えを申し上げます。

忠霊塔とは、一般的に内部に納骨室を持ち、戦没者の遺骨を収納することができるものでございます。第2次世界大戦前に建立されたものは、主に、明治維新以降に戦争に出征し、戦死した地域出身者の忠誠を顕彰することを目的とした塔が主流でありましたが、戦後に建立されたものは、戦争への反省と戦死者の慰霊を目的としたものでございます。

類似のものとしては、忠魂碑、慰霊碑などがございますが、奥多摩町内にある忠霊塔及びそれに類する建造物としては、以下のものがございます。

古里地区では、明治29年に建立された征清軍凱旋記念碑、明治45年に建立された忠魂碑、昭和30年に建立をされた忠霊塔が、いずれも子ども家庭支援センター駐車場の隣に設置をされております。

氷川地区では、大正2年に建立をされた忠魂碑、昭和31年に建立をされた戦没者奉祠靖国の塔が平和の鐘とともに愛宕山山頂にございます。

小河内地区では、昭和30年ごろに建立をされた忠霊塔が小河内神社の境内にございます。

奥多摩町の遺族会におかれましては、長年にわたり慰霊や戦没者遺族の福祉向上などに努められたほか、上記の忠霊塔などの管理に当たられてきたところでありますが、遺族の高齢化と減少により、このたび解散されたことにつきましては、まことに残念であろうかと拝察をいたします。

日本の平和教育は、教育基本法の第1条で「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身共に健康な国民の育成を期して行わなければならない」ことを礎として実施をしております。

現在は、第2次世界大戦の反省から、戦争体験の継承が中心となっておりますが、そのほかにも歴史や現代社会での戦争の実態、平和条約や軍縮の取り組みなどを取り上げることで、戦争に反対し、平和を希求する態度を育て、平和な社会をつくることの重要性を認識できるような教育を実施をしております。

相田議員ご質問の平和教育の観点で忠霊塔等の活用をについてでございますが、忠霊塔等の取り扱いにつきましては、戦後になり政教分離原則などで議論になったこともあり、個々の施設について詳細を直接授業で取り扱うことは難しいと考えております。

奥多摩町遺族会編「平和のいしづえ」誌によりますと、奥多摩町内でも満州事変以降の町内の戦没者は352名の多きを数えることから、平和教育や地域教育の中で、改めてその

ご冥福をお祈りし、戦争の悲惨さ、むなしさを教えていくことが必要と考えております。そして、今なお戦没者遺族がいらっしゃることや、戦没者のために忠霊塔などが建立されたことを取り上げ、児童・生徒への平和教育の推進に役立たせてまいりたいと考えております。

○議長（原島 幸次君） 相田恵美子議員、再質問はありますか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） まず、平和教育の観点で忠霊塔等の活用をというところで、ただいま教育長のほうから平和教育の推進というふうにいただきました。ありがとうございます。

忠霊塔についての維持管理、それから推進というところの具体的なことをお聞かせいただければと思います。

2点目の奥多摩町における今後の障害福祉施策の方向性についてということでご答弁をいただきましたけれども、NPO法人たんぽぽの会が委託しました地域活動支援センターは、ことしで12年を迎えております。タンポポの会がNPOの認証をいただくときに、東京都の担当者の方が「あんなところでやるんですね」というふうに言われたことがありました。そういう現実があったけれども、ただいま町長のご答弁があったように、地域の中に根づいてきたのかなと思っております。今後の地域活動支援センターと町とのかかわり方ということをちょっと具体的にご答弁いただけたらと思います。

この2点でお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 3番、相田恵美子議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の慰霊塔の維持管理等についてのご質問ですが、こちらにつきましては、昨年8月に古里地区の戦没者の遺族会の代表より町のほうに慰霊碑の清掃等の要望書が出されております。町では宗教的な事柄もあるということで、支援をすることは困難という形で回答をさせていただいております。

しかしながら、福社会館で隔年で開催されております戦没者の合同慰霊祭を今後、社会福祉協議会が引き続き実施していくということになりました関係で、私ども社会福祉協議会と協議をしまして、社会福祉協議会などの関係団体で宗教色のない範囲で協力をしていくとの回答をしております。

また、氷川地区につきましても同様にお話がありましたので、社会福祉会で同様な形で協力をしていくということでお話をしております。

1点目の質問は以上となります。

それと、2点目の障害者活動センターの今後のNPO法人とのこれからのかかわりということですが、こちらにつきましても新しい施設ができましたからすべて任せるということではなく、先ほど町長の答弁でもございましたとおり、また、障害者関係の福祉計画もこれから計画も改定、それから、新しいことも載せなければならないということもございますので、その中でまた検討してまいりたいと思います。

障害のある方が中心になっていただくという施設でもありますが、今後としましても町としても協力をしていく考えでおりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 相田恵美子議員、よろしいですか。

○3番（相田恵美子君） ただいま福祉保健課長からご答弁をいただきましたけれども、ほかの自治体では、自治体で宗教的なことを別として維持管理をされて、平和教育に生かしているというところもあります。町で今後このような取り組みを行うような予定はございませんでしょうか。

○議長（原島 幸次君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 一番先に教育長から答弁させていただきましたけれども、この問題については宗教論争が起きたという過去に経緯がございます。従来は、町がそれぞれの慰霊祭については実施主体としてやってまいりました。そういう中であって、そういう問題が発生しましたので、それを慰霊祭は継続をしながら、どういう方法でやればうまくできるかなということで知恵を出して、実際には町は現実的には費用負担をいたしますけれども、その実施主体を社会福祉協議会が主としてやってもらうというふうな変更をして現在まで至っております。

それから、遺族会がそれぞれのところで解散いたしましたので、この問題についても今後2年に1回、社会福祉協議会で慰霊祭をやっていただいておりますけれども、遺族の心情等を含めると、今後もそのことは継続しようということで、社会福祉協議会に理解をいただいて、今後も継続していく予定でございます。したがって、従来と何ら変わりなく実行していきたい。

ただ、教育長が申し上げますように、教育の中で、いろんな授業の中で、いろんなことについては、なかなか個々の問題等取り上げるというのは難しいという答弁をさせていただきました。

それからもう一点、鳩ノ巣駅前にできる障害者の拠点施設でございますけれども、相田

議員には長い間、12年にわたって、ボランティアを含めて、また、責任者として頑張っていたいただき、その拠点施設がやっと完成するのかなという気が私はしております。大変遅くなりましたけれども、障害者の拠点施設が1つできることによって、それを町と連携をしながら、さらに障害者の問題について専門的にNPO法人に主体的にやっていただきたいというのが私の気持ちでございます。

そういう点では、これからここで来年度、障害者の新たな計画をつくる予定でございますので、そういうところで関係者と十分協議をしながら、その拠点施設の使い方、あるいは拠点施設を運営する人たちのどうしていくかという議論をしていただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（原島 幸次君） 相田恵美子議員、よろしいですか。

○3番（相田恵美子君） やはり第5期奥多摩町の長期総合計画の中にも、住みたい、住み続けたいというキャッチフレーズがございます。もちろん障害のある方々も当然その中に入っているわけです。地域資源の最大は人だと思っております。今回、町長のご答弁をいただきまして、さらなる奥多摩町の障害福祉が向上するように願っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、3番、相田恵美子議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時20分から再開いたします。

午前11時00分休憩

午前11時18分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、小峰陽一議員。

〔8番 小峰 陽一君 登壇〕

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

では、2点質問させていただきます。町長の施政方針より質問をさせていただきます。

まず1番目として、成果を重視した行政改革の推進では、第5次行政改革大綱を制定し、町民皆様に満足いただける行財政改革をするとあり、総務課に危機管理担当主幹を、企画財政課には新庁舎建設担当主査を配置するとありますが、具体的な職務内容がわかったら

教えていただきたいと思います。

それから、2番目として、施策の中の「6 終わりに」では、「今後も若者定住対策と子育て対策は最重要課題ではありますが、小さなお子さんはもちろんのこと、障害をお持ちの方、働いている現役世代の方、高齢者の皆様など、すべての町民皆様が暮らしやすい町を目指し、可能な限り施策の推進を図ってまいります」とあります。特に、50%を超える状況になった高齢者は、活動範囲が狭まるなど、不自由な生活を強いられることが多くなると思います。いつまでも元気で住み続けたいと思えるような政策を行政と町民皆様に築いていくことがよりよい方法ではないかと思いますが、具体的な施策がありましたらお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 8番、小峰陽一議員の施政方針についての一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、1点目の質問、総務課に危機管理担当主幹を、企画財政課には新庁舎建設担当主査を配置するとあるが、具体的な職務内容についてでございます。近年、暴風、豪雨、洪水などをもたらす台風や地震、その他の異常気象、あるいは大規模な火災など、多種多様な自然災害が世界各地で、そして、日本全国でも発生しており、特に、雨の降り方は局地化、集中化、激甚化しております。また、自然災害だけではなく、電子計算システム障害や新型コロナウイルス感染症なども発生しております。

町におきましては、平成26年2月の大雪災害、令和元年10月12日から13日に通過した台風19号に伴う令和元年東日本台風災害、同年12月4日に発生した電子計算システム障害及び本年に入り、世界的に発生している新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応などを含め、予期せぬ異常事態も発生しております。

こうした危機的事態に早期に、迅速に対応するため、危機管理担当主幹を設置するとともに、次の4項目を主な職務内容として位置づけております。

1つ目としては、これまでの土砂災害警戒区域（通称イエローゾーン）と新たに指定されました土砂災害（特別）警戒区域（レッドゾーン）を踏まえた地域防災計画の見直しに関すること。

2つ目として、急傾斜地等の崩壊のおそれがある土砂災害（特別）警戒区域（レッドゾーン）にある避難所の見直しや避難方法に関することと、同じくレッドゾーンにある各自

治会の生活館等の更新について土砂災害等に対応した整備に係る年次計画の策定等に関すること。

3つ目として、各自治会における土砂災害に備える防災講演会・ワークショップ等の開催、行動計画の作成及び防災訓練等の実施に関することなど、住民一人一人が自分の身を守る自助と、地域における共助の充実や、公助としてすべき予防及び対応策などに関すること。

そして、4つ目として、台風、地震及び各種自然災害や予期せぬ異常事態など、危機管理全般に関することとしております。

近隣の自治体では、瑞穂町で元自衛官の方が危機管理官ということで配置されており、平成25年10月16日に発生した台風26号の影響による大規模な土砂災害を経験した大島町では、防災対策室設置という体制整備をしており、全国的にも防災、あるいは危機管理対策の重要度が高まっていると考えております。

こういった状況も踏まえ、町では危機管理発生前の平常時における経験、予防、予測、準備の検討、危機発生時における情報収集、対処、避難などの可能な限り、迅速かつ適切な対応、危機発生後の復旧・復興、また、正確かつ適時な情報提供など、危機管理全般を危機管理担当主幹の職務内容として住民皆様と地域の安全・安心の確保を推進してまいりたいと考えております。

次に、10月から配置予定の新庁舎建設担当主査であります、令和元年6月の第2回町議会定例会において、11番、高橋邦男議員から、新庁舎建設についての一般質問を受け、次のように答弁をしております。

現在の庁舎は、既存の建物を増改築したもので、庁舎の約半分、議場側の建物は昭和59年に増築されたもので、建設から35年となるが、奥多摩駅寄りの建物は、昭和40年に竣工した既存建物を改築したもので、54年目を迎え、庁舎の老朽化に伴う補修すべき部分も多くなっていること。平成25年度に奥多摩駅寄りの庁舎について、耐震診断委託を行った結果、構造耐震判定指標I_s値の最小値は0.41であり、防災拠点としての機能を有する庁舎では0.75が目標値とされているが、その値を満たしていないこと及び耐震診断における総合所見では、補強ではなく、建て替えの選択肢もあるのではないかと見解が示されたこと。平成26年度末に庁舎建設基金条例を制定し、年1億円ずつとした積立計画の中、平成30年度までの4カ年で年6億円の庁舎建設基金を積み立てていること。平成28年6月に副町長を委員長として、管理職で構成する新庁舎建設庁内検討委員会の設置要綱を制定するとともに、企画財政課などの事務レベルで検討を行っていること。今

年度から役場処務規程において、新庁舎建設に関することを企画財政課の所掌事務として加え、明確に位置づけを行ったこと。庁舎の老朽化や耐用年数の状況をかんがみ、多発している自然災害に対応し、地域住民の安全・安心を確保するため、有事の際には役場庁舎が防災拠点として機能できるよう迅速な取り組みが必要であることなどであります。

新庁舎の建設に関しましては、財源確保や建設用地の選定を含め、多くの課題があると同時に、町議会議員の皆様や地域住民の皆様並びに関係機関のご理解、ご協力をいただきながら、慎重に進めていかなければならないと考えておりますが、近隣の自治体で、庁舎建設を行う際には、技術的な部分を含め、専属の職員を配置の上、事務事業を執行しております。

町としても処務規程で明確な位置づけを行ったものの、現在の企画財政課における兼務職員の体制では今後の対応が困難であり、専任職員の配置により、新庁舎建設の基礎資料となる必要な部屋の配置、駐車場等の配置や庁舎全体の規模等に関するボリューム計画の検討、新庁舎完成に至るまでのロードマップの策定など、事務レベルのスピードアップを図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の質問、高齢者がいつまでも元気で住み続けたいと思えるような政策を行政と住民で築いていくことがよりよい方法と思うが、具体的な施策があるのかについてでございます。町では高齢者対策の推進として、計画期間が3カ年の地域高齢者支援計画、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画を基本に事業を推進しております。

今後はさらに増加が見込まれる単身高齢者、高齢者のみの世帯が安心して暮らし続けられるようなサービスの基盤整備が求められており、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりとして、多くの高齢者は住みなれた地域で安心して暮らしていくことを望んでいることから、保健師等の町職員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会、民生・児童委員、保健推進員等が連携を図りながら在宅高齢者への福祉サービスを引き続き行ってまいります。

また、高齢者見守り相談窓口を保健福祉センターの地域包括支援センター内に設置しており、高齢者のひとり暮らしや見守りが必要な高齢者などの情報を地域包括支援センター、町保健師等で共有することで、高齢者を総合的に支援する体制が強化されております。

地域包括支援センターの体制としては、専門職である主任介護支援専門員、社会福祉士、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター及び高齢者見守り相談員の5名で、介護予防啓発のため地域の訪問活動を行い、住みなれた地域で最期まで暮らし続けられる地域を目指して認知症サポーター養成講座や、介護予防普及啓発訪問サービスの活動を行っ

ております。

生活支援体制整備事業としては、生活支援コーディネーターが中心になって進めております。第一層協議体である奥多摩お太助隊の活動にも期待するところであります。昨年は、お太助隊が主体となり、小丹波地区住民を対象としたお茶飲み会を行い、小河内地区では地域おこし協力隊とお太助隊の小河内在住隊員が主体となり、ごはん会を開催し、大丹波地区でも地元住民や在住の隊員が自主的にごはん会を行ってまいりました。

これらの会では高齢者が多く参加されることから、簡単なゲームや体操などの内容とし、楽しみながら認知症予防や健康づくりができるよう努めてまいります。また、本年6月には、栃久保地区でもお太助隊主体による地域づくりワークショップを開催する予定で準備を進めているところであります。

さらに健康面での外出対策としまして、自治会や一般住民向けに森林セラピー健康づくり事業を実施してまいりました。この事業は、一般財団法人おくたま地域振興財団に委託をし、町のセラピーロードなどを利用した健康づくり事業として「聴く、触れる、見る、かぐ、味わう」と自然の恵みを肌で感じ、心と身体をリフレッシュして、参加者には楽しみつつ健康づくりに励んでいただく内容となっております。

ほかにも筋力向上トレーニングを福祉会館で、ヘルシー体操を福祉会館や文化会館で行っているほか、保健師が訪問し生活館などで実施している元気アップおくたま事業など、健康づくりに興味のある住民の皆さんに参加をいただいておりますが、町では高齢者を含め、一人でも多くの方々に参加をいただき、社会参加の機会につながるよう、さまざまな企画を立案し、推進してまいりたいと考えております。

このように高齢者の皆様には、健康を維持し、在宅で過ごしていただくことが望ましいと考えておりますが、町では施設の利用者が必要となった高齢者に対しても円滑な入所が可能となるような仕組みづくりを推進してまいります。

特別養護老人ホームは町に4施設ありますが、原則、要介護3から要介護5の方が入所対象となっております。ただし、要介護1及び要介護2の方でも入所できる特例入所の制度もございます。しかしながら、施設の収入減となる介護報酬は、介護度が高いほど高額傾向となっており、経営上の理由から、施設は介護度が高い方の入所を望む傾向にあります。

このような現状から、町では特例入所など介護度の低い対象者を受け入れる施設に対し、助成金を交付することで、法人における負担の軽減を図るとともに、介護度の低い住民でも入所しやすくなるよう新たに制度設計を行いました。

また、特別養護老人ホーム琴清苑の移転改築事業に係る費用負担につきましても、昨今の工事費の高騰や介護報酬の改定による厳しい法人運営状況にかんがみ、引き続き補助金を交付することにしております。

ただいま申し上げました事項につきましては、今定例会の予算特別委員会にご審議をお願いすることになりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思っております。

いずれにいたしましても介護予防及び認知症予防のためには、地域住民を交えた住民主体の通いの場、居場所づくりが必要であると考えており、地域関係者や関係機関との連携により、認知症をできるだけ早期に発見し、治療につなげるための体制や引きこもり対策、健康対策を構築し、子どもから高齢者まで、住みなれた町で最期まで元気に助け合いながら安心して生活できる地域づくりを目指してまいりたいと考えております。

今後は各事業計画を基本として、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、2025年を見据えて、町の地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みを行い、高齢者を初め、今後、高齢期を迎える住民が生き生きと元気に暮らせるよう努めてまいります。

終わりに、現在、町においては若者定住化対策、子ども・子育て支援事業を最重要課題として取り組んでおりますが、ご存じのように、高齢者支援事業についても国民健康保険事業への財政支援を初め、さまざまな高齢者支援事業を展開しております。

しかしながら、いずれの事業も子ども・子育て支援事業のように、保護者に対して助成金を交付する直接支援ではなく、医療保険事業や社会福祉協議会などを通じて支援する間接支援であることから、高齢者には支援策の実態が目に見えにくく、若者ばかりにお金を使って高齢者には何もしてくれないという話は時折聞こえてまいります。

私は、4期16年にわたって、この町の財源確保のためにトップセールスマンとして、常日ごろから都庁などに足しげく通い、都知事を初め、関係の局長、職員等含めて、奥多摩町の現状や課題、そして、奥多摩町が実施したい事業などについて要望、要請をしてまいりました。その結果、町の最大の課題であった水道の都営一元化、西秋川衛生組合加入によるごみ処理問題、秋川流域斎場組合加入による斎場問題など、大きな課題を解消することができ、住民皆様が将来的に負担をしなければならない100億円以上の将来負担を軽減することができました。

また、ご存じのように、10年前から整備を進めている若者住宅の建設を初め、町独自の子ども・子育て支援の15項目を推進し、少しずつではありますが、子どもも増加をしている状況であります。

現在、町の人口は、3月1日現在 5,038 人で、高齢化率は 50%に達しました。今後、町の人口は恐らく令和 2 年度中に 5,000 人を下回る規模になると思われますし、高齢化率もさらに年々上昇していくものと考えております。

このため、私は、新たな高齢者支援事業、そして、子ども・子育て支援事業の拡充、また、全町民を対象にした健康増進並びに住んでよかったと思える事業など、新たに 4 項目の支援事業を令和 2 年度中に実施したいと考えております。

令和 2 年度の当初予算においては、台風 19 号に伴う災害復旧費に多くの予算が必要なため、予算計上ができませんでしたが、令和 2 年度中に補正予算を計上した上で、1 点目が、現在 75 歳以上の後期高齢者のうち、住民税非課税世帯の約 500 名に年間に支払う医療費に対して、その 2 分の 1 を町が助成すること、2 点目が、現在高校生までの医療費全額助成を大学生まで拡充すること、3 点目が、私費負担軽減を図るため、中学生の修学旅行費用については、保護者負担をなくし、町が全額助成すること、そして、4 点目が、子どもから高齢者まで、すべての住民の健康増進と家族との融和をはぐくむことで、住んでよかったと思える町づくりのために町民皆様方全員が利用できるよう、町営温泉もえぎの湯については全町民が無料でできるようなこと 4 項目を実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

これら新たな 4 項目の助成事業には数千万円規模の財源が必要となってまいります、私は、過去から新たな事業を実施する際には、町の貴重な財源である積立基金を使うことなく、先ほど申し上げましたように、東京都を初め、さまざまな関係機関との信頼関係や人脈を駆使して、その財源確保を図ってまいりたいと考えております。また、そのようなことで、私が町長に就任して以来、4 期 16 年間で積立金が 4 倍になっておりますので、引き続き新たな 4 つの支援事業の財源の確保に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

今後もさらなる住民福祉の向上を図ることで、この町に住んでよかった、この町に住みたいと思える町づくりを推進してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、新しい施策をする場合に、再三にわたって私は、財源確保、財源確保と口うるさく言って耳障りだと思えますけれども、いろんな施策をするときにはお金がなければできません。そういう点で、特に今回、新年度予算を提案しておりますけれども、町の住民税は 10%です。また、都の支出金については 42%であります。国と合わせますと 60%近い額が国・都の補助金、交付金によって賄われており、特に今、一番重要なのは、東京都の交付金の中で市町村総合交付金、これは東京都の単独事業でござい

ますけれども、令和元年度で580億円、今、積んでおります。それを26市13町で交付していただくわけでございますけれども、これは、ルールで一律に交付される交付金ではありません。再三申し上げますけれども、いかにしてその市町村がいろんな施策に努力をしていくか。あるいは努力した基本的な部分に合わせて、その町の活性化、あるいはその町の特徴的なものを施策をする上において必要であるというふうに知事が認めた事項について交付されるものでありまして、したがって、先ほど私が申し上げましたように、関係の局であったり、知事であったり、いろんな人たちに町の状況を説明しながら、必要であるので、市町村総合交付金をつけてくれという活動をしてまいりました。これをやらない限りにおいては、新しい事業を、ただ公約するだけでは、それは実行することはできません。私自身は、今までも公約に掲げ、実行するための努力をし、それを実績として残してきました。そういうふうな点を今申し上げました4項目については、十分に都と連携をとりながら財源確保を図り、できるだけ早くその実現を図ってまいり所存であり、その覚悟でおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議員皆様方の引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げます、小峰議員に対する一般質問のご答弁とさせていただきます。

○議長（原島 幸次君） 小峰陽一議員、再質問はありますか。どうぞ。

○8番（小峰 陽一君） 大分いろいろな政策を掲げてやっていただけるということで、ありがたく聞いていました。

最初の危機管理担当主幹なんですけど、お話の中ですと、経験者を採用するのかなというふうにも聞こえたんですけど、その点はいかがでしょう。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 8番、小峰議員の再質問にお答えいたします。

経験者の採用という話を今ご質問いただきましたけれども、こちらにつきましては管理職級になります。課長職級ということで対応をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 小峰議員、質問はよろしいですか。

○8番（小峰 陽一君） 質問ではありませんが、町長の政策を聞いて、また、予算も今世紀最大の予算がつけたということで、その要因は、災害復旧が大きいと思うんですが、ぜひとも早期解決するように皆さん努力していただいて、我々も協力しますんで、お願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、8番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

○議長(原島 幸次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、森田紀子議員。

[2番 森田 紀子君 登壇]

○2番(森田 紀子君) 2番、森田です。

私からは、2点の質問をさせていただきます。

まず、1点目として、子どもたちの学習環境についてです。

奥多摩町では、人口減少対策や高齢化対策として、さまざまな対策を打たれており、とてもありがたいと思っております。今後も引き続き対策の実行をお願いしたいと存じます。

そして、次に発生する問題として考えられるのが、その方たちのお子様への対策ではないかと思えます。奥多摩町の児童・生徒の学力は平均以上と伺っております。奥多摩町の未来の創造は、まず子どもたちへの教育ではないかと考えられます。教育の内容をどのようなものにするかを考えることは、次の世代をどのように形成するかを考えることになるかと思われまます。

現在の子どもたちに対する教育の内容によって、少なくともワンジェネレーションの後の未来が規定されてまいります。そして、その子どもたちが親になった暁には、その内容に基づいて、さらに次のジェネレーションの教育がなされることとなります。結局、21世紀の国家100年の計とは、今の子どもと彼らが親になってできる次の子ども、つまり孫の代と、さらにその子どもであるひ孫の代までの3世代にわたって、いかなる教育理念を維持していくべきかを考えることではないかと考えられます。それが21世紀の未来ビジョンになるはずです。そして、それはとりもなおさず、21世紀に求められる人間像を考えることでもあるのではないかと考えられます。

現在、奥多摩町には学習塾としては1つありますが、都会にある、いわゆる進学塾はありません。親御様の不安として、お子様の学力がどうなのかということが挙げられるのではないかと考えられます。進学塾を誘致するというのは難しいことと思われまます。例えば、放課後にお子様たちに対して学習時間を確保できるような場所や学習を見てくださいる

ボランティアを確保するのはいかがでしょうか。ボランティアは、退職後の高齢者の方に積極的にかかわっていただけたらと考えております。異世代交流として、人生の経験を積み、人間力が高く、奥多摩の文化を伝承していただく担い手としてなど、高齢者の生きがい確保にもつながるのではないかと考えます。

また、北海道足寄町、平取町、大分県、岩手県、静岡県などでは公営塾が運営され、子どもたちの学力向上につながっているそうです。奥多摩町での今後の取り組みについてお聞かせいただければ幸いです。

2点目として、奥多摩町の観光資源の活用についてお伺いします。

川井生活館近くの木が伐採され、奥多摩大橋や多摩川が一望できるようになりました。多摩川は奥多摩の観光資源として大きな役割を担っています。多摩川など、奥多摩に流れる清流を車の中から眺めることによって、観光地に来たという高揚感が増すのではないかと考えられます。

また、東京都では森林整備作業に対して助成を行っています。今後、街道沿いの多摩川景観向上のための伐採事業についていかがお考えでしょうか。

また、昨今では、影響力の強いテレビ番組において、SNS情報を取り上げる機会が増えております。テレビ東京では、奥多摩町を設定とした「駐在刑事シーズン2」を放送しておりました。また、現在でも取り上げられ始めた人気の漫画でアニメにもなりました「鬼滅の刃」の主人公の竈門炭二郎一家は、奥多摩の雲取山出身との設定で、インターネットで聖地スポットを検索すると最初に出てきます。「鬼滅の刃」は、本年映画が公開されることが決まっております。また、世の中の注目が集まるかと思えます。そのようなロケ地や聖地スポットのような観光資源のご活用につきましていかがお考えか、教えていただければ幸いです。

○議長（原島 幸次君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 2番、森田紀子議員の一般質問にお答えを申し上げます。

森田議員からは2点のご質問をいただいております。1点目の子どもたちの学習環境につきましては、教育委員会の所管事項でございますので、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

2つ目の質問、奥多摩町の観光資源の活用についてであります。街道沿いの多摩川景観向上のための伐採事業につきましては、町では景観伐採事業として、平成26年度から東京都産業労働局の10分の10の補助事業であります森林資源を活用した魅力創出事業等

を活用し、景観伐採等を実施しております。

この事業は、多摩地域の持つ自然の魅力を生かした観光振興を図るため、観光客が重視する眺望・景観といった要素に対して、森林観光ルート of 環境整備を進め、広くPRすることで多摩地域に観光客を呼び込み、観光を通じた地域の活性化を促進することを目的に実施されております。

町では、観光客に人気の高いコースであるむかし道沿いの眺望良好地の見通しを確保するため、土地及び森林所有者の承諾をいただき、眺望の支障となっている杉、ヒノキを伐採し、伐採後にはヤマザクラ、イロハモミジ、ミツバツツジなどの植栽を行い、景観対策を図っております。

平成 26 年度から事業を開始し、むかし道の小中沢地区や梅久保地区を中心として約 2 ヘクタール、3,431 本の杉、ヒノキの伐採を実施し、伐採跡地には 2,420 本の花木の植栽や下刈りを行っております。

むかし道を訪れた観光客の方からは、「伐採により景観が開け、多摩川が見られるようになった」「新たな撮影スポットとなった」など好評をいただいております。住民の方からも「伐採して道が明るくなった」「日当たりがよくなった」などの声をいただいております。

町には、多摩川 50 景に選出された奥多摩湖、数馬峡、鳩ノ巣溪谷などを有し、四季折々の景色が楽しめる人気のスポットが数多くあります。また、むかし道や大多摩ウオーキングトレイルなど、身近に楽しめる遊歩道からも多摩川の美しい景色を眺めることができ、町の観光資源として欠かせない存在であります。

議員からご質問のとおり、街道沿いの立木により車中から多摩川が眺められない箇所があることも承知しております。引き続き土地所有者、あるいは山林所有者に協力を求めながら、景観のよい町づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、ロケ地や聖地スポットのような観光資源の活用についてであります。近年、多くの自治体が映画やドラマなどの撮影場所の誘致や撮影支援を行うことによって、地域活性化、文化振興、観光振興を図ることを目的としたフィルムコミッションや映画・ドラマなどのロケ地を訪ね、風景と食を堪能し、人々のおもてなしに触れ、その地域のファンになることを目的としたロケツーリズムなど観光資源を生かしたさまざまな取り組みが行われております。

代表されるものとしては、朝の連続テレビ小説や大河ドラマのロケ地があり、そのインパクトも大きいことから、ロケ地となった地域に観光客が押し寄せる映像がたびたび放映

されております。また、人気のアニメや漫画などの作品において物語の舞台やモデルとなった場所、ゆかりのある場所を聖地と呼び、実際には聖地を訪問する聖地巡礼は、地域活性化の一つの手段として注目を浴びております。

町では、フィルムコミッションやロケツーリズムによる観光振興は行っておりませんが、ご質問にもありましたように、好評のうちに先週放映が終了した「駐在刑事」のように、町に撮影の相談があり、町のPR効果が大きいと判断した場合は、町としても全面的に協力しており、過去にも多数のドラマ等の撮影が行われております。

また、本年、映画公開が予定されております「鬼滅の刃」は、主人公が雲取山出身との設定のため、第1話に登場する雪山のシーンが話題となり、ファンの間では雲取山が聖地スポットとしてSNSを中心に注目されているようでございます。

ロケ地や聖地スポットを観光資源として活用している自治体はありますが、行政だけではなく、民間企業や商店街等、地域全体で取り組むことが必要であり、また、流行期間だけの一過性の現象とならないよう注意することが必要だと考えております。

いずれにいたしましてもロケ地や聖地スポットなどを活用し、まちおこしに成功している事例もございますので、ご質問のように、今後、研究・検討してまいりたいと考えております。

○議長（原島 幸次君） 若菜教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 次に、2番、森田紀子議員の1つ目の一般質問、子どもたちの学習環境についてにお答えを申し上げます。

森田議員のご質問のとおり、奥多摩町におきましては進学塾に相当するものではなく、主に小・中学生を対象とした補習目的の学習塾が1カ所ございます。この施設には、現在、幼児2名、小学生が22名、中学生が7名通っております。

そこで、町教育委員会では学力強化に向け、以下のような取り組みを実施をしております。

一昨年より英語の堪能な住民の方に委託をして、小学校2校において放課後英語教室を開設し、新学習指導要領に位置づけられた英語の学力向上を図っております。平成30年度の実績では79回開催し、1回以上参加した児童は109名、令和元年度の実績は2月末現在でございますが、152回開催をし、参加者は93名となっております。ほかにも各小・中学校に1名ずつオーストラリアなどから招致をいたしましたALT、外国語指導助手でございますが、これを配置し、授業だけでなく、朝の会、昼休み、学校行事などにお

いてもネイティブな英語に触れる機会を増やし、英会話力の強化に努めております。

また、平成 27 年度からは中学校の生徒全員にタブレット端末を配布し、各授業において情報通信機器を利用した教育を行っております。このほか端末を家庭に持ち帰り、自宅での課題に活用することや、修学旅行、課外活動に端末を携行し、その場で気になったものを調べるなどの取り組みも行っております。

現在では端末機を増やし、小学校にも児童数の 8 割以上に当たる 127 台を配布をし、プログラミング教育を実施しているほか、動画撮影機能を理科や体育の授業に利用するなど、先進的で効果的な教育に取り組んでおります。今後は、国の方針もあり、小学校におきましても全員にタブレット端末を配布していきたいと考えております。加えて、中学校では学力向上の取り組みとして、朝や放課後に個別に補習などを実施し、生徒の学力の底上げを図っております。

これらの取り組みの結果、毎年、小学校 6 年生、中学校 3 年生を対象に実施をされております全国学力調査の結果では、中学校においては、学力が全国平均と比較し、数学で 5.2 ポイント、英語で 2 ポイント上回っており、東京都平均と比較しても数学で 3 ポイント上回るなど、十分な成果が上がっているものと考えております。

次に、ご質問の公営塾についてでございますが、奥多摩町では数年前に町が主体となって進学塾の誘致を検討したことがございますが、講師などの条件が折り合わず、奥多摩町での開設には至りませんでした。現在でも大きく状況が変わっているとは言えないため、公営塾の開設は難しいものと考えております。

まずは今後も授業力の強化や家庭学習の支援、放課後の補習などを通じて奥多摩町の児童・生徒の学力向上を図ってまいりたいと思っております。

議員からご指摘のございました、現在、奥多摩町にはいわゆる進学塾はございません。親御さんの不安として、子どもたちの学力がどうなるのかという点でございますが、この点につきましてはただいま申し上げたとおり、子どもの学力は全国平均を上回っております。また、特筆すべきは、この調査と別でございますが、東京都独自で毎年小学校の 5 年生と中学校の 2 年生を対象に実施をしている児童・生徒の学力向上を図るための調査というのがございます。この結果では、小学生では、国語と算数のいずれもが東京都平均よりやや低い状態ではありますけれども、中学校では大きく伸びまして、都内の島しょを除く 49 市町村中、国語が 4 位、数学が 1 位、英語が 3 位、理科が 2 位、社会が 4 位ということで、いずれも極めて高い状況で、5 科目の順位の平均では、1 位が千代田区、2 位は武蔵野市に続く 3 位が奥多摩町ということで、大変すばらしい成績となっております。この

ような高い学力は、奥多摩中学校において日ごろから教員の方々が生徒に対して個々に応じたきめ細かい指導をしていただいている成果が出てきているものと思っております。

したがって、親御様の学力に対する不安というのは、塾に行かせなければ、いい成績がとれないという錯覚のもとでの塾がないことへの不安であると思えますし、学力については、ただいま申し上げたとおり、実態のない不安ではないかなというふうに思っております。

さらには、公設で学習塾を設置するということは、教育委員会として児童・生徒の学力について学校教育だけでは不十分であるということ、まずみずから認めていることとなりますし、その結果、教育現場で頑張っている教員のモチベーションを下げってしまうということにもつながるおそれがあると思っております。

子育て支援の 15 項目と教育の質、あるいは内容というのは、車の両輪であるというふうに考えております。このようなことから、まず教育委員会としてやるべきことは、教員のやる気を上げ、学校教育をより充実したものにすることが第一というふうに考えております。そのため奥多摩町の学校で力を発揮をしたいという意欲の高い教員を優先的に採用ができる異動に関する公募面接も積極的に行っております。これにより人事異動を行うとともに、腐心すべきは先生方の働きやすい学校環境や児童・生徒の学びやすい学習環境づくりであるというふうに考えております。ですから、現時点で公設の学習塾を設置する必要はないものと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 森田紀子議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（森田 紀子君） 再質問ではないんですが、公立の学校だけで塾にも行かずに、都内の千代田区とかの子どもたちと同じぐらいの学力があるということ本当に素晴らしいことだと思います。

それで、今の子どもたちは、例えば 2020 年からは小学校 5 年生から学んでいた外国語活動が小学校 3 年生から始まるようになり、小学校 5 年生の時点で英語学習を必修科目と義務づけられるようになりました。そして、また、A I 化移行に伴うプログラミング教育など、国際競争力に勝てる人材づくりが必須とされております。時代の変化は早く、今まで経験したことのない世界の到来が予測されます。未来の構築は、想像力を求められることとなると思います。未来は、まだまだ作り出していくことができます。新しい未来を作り出そうとする努力によって、また、今までのやり方にとらわれることなく、新しいやり方に堂々と挑戦していく勇気によってつくることができると思います。ぜひ今まで行っていた奥多摩の教育事業をますます発展させていただいて、子どもたちの学力を上げて

いただいて、奥多摩の未来をつくっていただけたらと思います。

どうもありがとうございました。町長もありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、2番、森田紀子議員の一般質問は終わります。

次に、1番、伊藤英人議員。

〔1番 伊藤 英人君 登壇〕

○1番（伊藤 英人君） 1番、伊藤です。

関係人口創出の取り組みについて。交流人口、定住人口、関係人口という言葉がありますが、いずれも地域外の人材が過疎地域の活性化を担うという意味合いの言葉であります。奥多摩町においては観光立町を標榜しており、交流人口の確保について、また、定住化対策により定住人口の確保について大いに実績を持つ自治体であると言えます。

交流人口と定住人口との中間的概念、これが関係人口であります。関係人口創出の目的は、過疎地域と都市人材とが交流し、協働し、関係を高めることにより、互いの課題を解決し、魅力を引き出すことであり、互いに役割を担い合うことです。さらには過疎地域への定住を促すこととなります。

当町におけるまちづくり委員会並びに地域おこし協力隊は、関係人口創出をも活動目標の一つとしてとらえることができるのではないのでしょうか。当町における関係人口創出の取り組みの主体となり得ると考えられます。

そこで、両組織の現在の取り組み並びに今後の動向について説明を伺いたいと思います。また、それぞれの組織と人材の活躍を促すためには、町として構想があれば何かあわせて伺いたいと思います。

2つ目、定住化対策への地域参画について。去る2月、子育て応援住宅並びに若者住宅を内覧させていただきました。子育て応援住宅は、プロポーザル方式による魅力あるすばらしい建物となっております。設計施工業務プロポーザル方式、この採用は大変効果的で評価できるものと思います。

住宅建設に当たって施主である奥多摩町の意向も大切ですが、建設地域の実情に応じた要望や意見も重要です。設計過程、建設過程から地域の意向を反映できるような方式の導入を検討していただきたいと思います。

入居者選考に当たって、現行は地域活動の参加意向、年齢、子どもの人数等が目安となっておりますが、町への愛着や将来的な町への貢献など、可視化できない要素の判定も重要であり、現選考方法が最適であるか検討の余地があるように思います。建設地域の自治会と連携し、地域と希望者が互いに求め合うような、より定住可能性の高い人材の確保を

図ることはできないかと思います。

設計、建設及び入居者選考の過程において地域や町の魅力向上を図れるような審査方式を導入できれば、結果的に定住化にも地域活性化にも資するものと考えられます。

今後の住宅建設構想等を踏まえて所信を伺いたいです。

3つ目、令和元年東日本台風における小河内ダムと奥多摩町との連携と今後について。町を東西に横断する多摩川は、東京湾まで至る一級河川であり、当町にとって生活に根差したかけがえない存在です。また、町内に存する小河内貯水池、小河内ダム、奥多摩湖というのが愛称としてあります。小河内貯水池は、古くから都民の水がめとしてなくてはならない存在です。

しかしながら、令和元年東日本台風（台風 19 号）上陸時には、多摩川沿いで洗掘等の被害が出ており、特に川井園地や丹縄集落周辺では川と宅地が近いため、多摩川増水時には生命、財産に被害が生じる危険があります。

発災前の段階において、小河内貯水池と町との間で十分な連携体制がとれていたかを確認したいと思います。

また、もう一つ、小河内貯水池では、台風上陸前の 10 月 11 日より余水吐放流を実施しており、貯水量の調整を行っておりましたが、より前もった措置を講じられれば多摩川全体の流量を軽減し、河川の被害を防止できる可能性があります。減災を目的とする計画的貯水量調整について、東日本台風以降、小河内貯水池との協議の場を持ったのかどうかについても伺いたいです。

自然災害の中でも台風のように被害規模が事前に想定可能なものを進行型災害といいます。状況をあらかじめ想定し、関係機関と想定を共有し、自治体、企業、住民等が連携して災害に対応できるよう、事前に、いつ、だれが何をするのか、具体的に計画を立てることができます。

今後も起こり得る自然災害に対して、町として関係機関との連携体制の確立をより一層図っていただきたく思い、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1 番、伊藤英人議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、関係人口創出の取り組みについてであります。2 年前の平成 30 年第 1 回町議会定例会において、11 番、高橋邦男議員からの一般質問に対する答弁の中で、関係人口について触れております。

答弁では、日本の農山村研究第一人者である明治大学農学部、小田切徳美教授が、「新しい地域政策とその方向性」と題した講演で、東京圏と農山村について考える上で関係人口という概念が若者の間で急速に広がっていると同時に、若者は非常に多様であり、例えば余り思いはないが、農山村に住みついた人もいれば、強い思いはあるが、定住せず、心を込めているいろいろな形、特産品の購入やふるさと納税、あるいは頻繁な訪問等で、地域を応援している人もいるということでした。

これらの行為は、かかわりの階段という言葉で表現され、地域への思いと地域への定住志向の双方が強まれば、移住、定住につながってくるということであり、ここに至るまでには、ただいま申し上げましたような階段があって、なおかつ多様だということ認識しなければならない。そういった意味では、かかわりの階段の段差をいかに小さくして、上りやすくするかが必要になってくるとともに、母数である関係人口全体を増やす手段も考えていく必要があると説いておられました。

総務省では、小田切先生を座長とした、これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会で議論を重ね、1つ目としては、段階的な移住・交流を支援する、2つ目として、ふるさとへの思いを受けとめる、3つ目として、地域における環境を整えることを今後の方向性として示し、この中で関係人口と呼ばれる地域外の人材に期待される役割として、地域づくりの担い手になることとしております。

議員からは、まちづくり委員会と地域おこし協力隊が関係人口創出の取り組み主体にもなり得るということで、取り組みや動向等についてのご質問をいただきました。現在のまちづくり委員会は、平成30年度からスタートしており、6名の委員と3名の地域おこし協力隊員がオブザーバー的に加わり、月1回のペースで委員会を開催し、住民等が申請するまちづくりの推進事業の審査や委員みずから実施する委員会事業等について活発な議論を重ねております。

委員6名のうち1名は、町内で事業を営んでいる青梅市民で、5名は町民ですが、地域おこし協力隊のメンバーを含め、もともと奥多摩で生まれ育った人は一人もいないという状況でございます。年齢的にも50歳以下という若い年齢構成となっております。

現在、委員会事業では、移住チームと観光チームに分かれ活動しており、移住チームでは、フェイスブックやツイッターなどのSNSを通じて情報発信を行い、積極的に将来のまちづくりに参加していただける人を対象に移住を促す取り組みを進めております。

また、観光チームでは、町内イベント参加者の増加、ひいては来訪者の増加を目的として、町内で開催されるイベント情報を集約し、紹介するウェブサイトを構築する取り組み

を進めております。地域おこし協力隊につきましては、ただいま申し上げました、まちづくり委員会での活動を初め、本来の業務である小河内地域の振興を図るため、小河内振興財団を拠点にして活動しております。地域おこし協力隊員は現在3名でございます。具体例としては、鶴の湯温泉の活用やPRでは、足湯キットを用いて各種イベントへ出張し、実際に鶴の湯を体験してもらうことや、奥多摩小河内の湯として鶴の湯温泉の入浴剤を開発し、販売を開始しております。また、峰谷川溪流釣場の運営や獣害対策など、さまざまな取り組みを進めております。

今後の動向でございますが、両組織とも令和2年度末で任期満了を迎えますが、まちづくり委員会につきましては、各委員の積極的な意見を取り入れながら主体的に活動を進めてまいりたいと考えております。

地域おこし協力隊につきましては、任期満了後の隊員それぞれの自立についても視野に入れながら、担当課及び関係団体等と連携を図りながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、定住化対策への地域参画についてであります。定住化対策事業については、第5期長期総合計画の重点施策であることから、先日、議会全員協議会で担当課長から説明をさせていただいたところでございます。定住化対策事業は、住民皆様のご理解やご協力がなければ推進できないと考えていることから、さまざまな場面で定住化対策事業の必要性をお話しさせていただいております。

平成30年には、少子高齢化・定住化対策意見交換会をすべての自治会で開催させていただき、住民皆様からのご意見・ご提言をいただき、各施策につなげてまいりました。

また、令和元年5月に開催された自治委員会では、定住推進事業等に係る相談・意見交換について、今年度も担当課である若者定住推進課が各自治会に出向くので、相談や問題点、提言がある場合には個別に対応すると説明をさせていただいております。いつでも自治会や住民皆様のご意見を取り入れる体制を調べているところでございます。また、個人的な問題については、個別に対応しているところでございます。

さて、ご質問の設計過程、建設過程からの地域の意向を反映できるような方式の導入を検討していただきたいについてであります。大型事業や公共施設等については、ご提案の方式をとることもありますが、子育て応援住宅においては、子育てしやすい住宅を基本コンセプトに、事業者にご提案していただく設計施工業務プロポーザル方式を採用しておりますので、設計や建設過程からの段階で、地域の方の意向を取り入れることは大変難しいなというふうに思っております。

しかしながら、事前に地域の方には住宅を建てること、入居者については計画図面を見せ、工事中に調整できる部分については意向を聞き取りながら実施しており、入居者等の一定の要望は取り入れてまいっております。

また、町営若者自体についても、地域の方には建物が建つことを説明しており、実際に入居している方からは、アンケートなどで意見を伺い、入居者からの直接の要望等については個別に対応しており、毎年度レベルアップした建物になっております。

ただし、町の建物であることから、最小の経費で最大の効果を上げることから意匠については一般的なもので考えております。

次に、建設地域の自治会と連携し、地域と希望者がお互いに求め合うような、より定住可能性の高い人材の確保を図ることはできないかについてであります。建設地域の自治会には、土地を譲り受けた段階から情報を随時提供しており、さまざまな場面でご協力をいただいているところでございます。町営若者住宅等の入居者の資格要件につきましては、条例で規定しており、年齢要件、世帯要件、収入要件があり、それを満たせば入居できるものでございます。

ただし、募集定員を超えた場合は、議会全員協議会でご説明をさせていただきましたけれども、年少人口の確保が急務であることから、そのようなことを勘案し、町営若者住宅等では、1次調査で世帯主の年齢、子どもの数、子どもの年齢、収入要件、持続性を点数化し、次の2次調査で、入居日の具体性、仕事の考え方、学校・保育園等の考え方、少子化に対する考え方、町営若者住宅の年数制限の考え方、自治会の加入、地域行事の参加意向、PTA・子ども会行事の参加意向、消防団への考え方、取材協力、奥多摩町へ移住する考え方を聞き取り、順位をつけております。そのほかに点数化はしませんが、移住に当たり心配のことや、不安なこと、病気や福祉サービスについても聞き取りを行います。

このように個人情報が多く含まれますので、選考部分で自治会との連携については大変難しい問題だというふうに考えております。しかしながら、自治会に加入することが条件になりますので、入居者の情報等は自治会長に事前に配布をし、自治会によっては組単位での顔合わせや説明会を行っていただいております。

町として、地域のことは地域にお任せするのが一番よいと考えておりますので、地域に合った説明や顔合わせを行っていただいております。

次に、今後の住宅建設構想等を踏まえて所信を伺いたいについてでございますが、人口動態や具体的な建設箇所は、議会全員協議会で説明させていただいたとおりでございます。町の少子高齢化は進行し、50%が65歳以上の高齢者となっております。また、出生数も

伸び悩み、2月1日現在で平成31年度中に出生した子どもは8名であります。

このようなことから引き続き定住対策事業は必要であると認識しており、若い方が奥多摩に魅力を感じて定住していただくためには、魅力のあるまちづくりが必要であると考えており、第5期長期総合計画を基本に、福祉、教育、産業などをさらにレベルアップし、定住化対策事業については、引き続き賃貸の町営若者住宅、永住を目的とした子育て応援住宅、定住できる空家を活用した各種住宅、分譲地など、さまざまな方のニーズに対応できるように幅広く整備していく考えであります。

なお、議会全員協議会でもご説明しました大規模な若者定住対策複合事業については、地域と連携し、事業を実施したいと考えております。

最後に、令和元年東日本台風における小河内ダムと奥多摩町との連携と今後についてありますが、1点目のご質問の発災前の段階において、小河内貯水池と町との間で十分な連携体制がとれていたのかの確認についてであります。毎年、台風前の6月上旬に交通局・水道局合同水防連絡会議、10月上旬には奥多摩町官公庁等連絡会議が行われており、その会議の中で洪水時における小河内ダムの管理体制、洪水時の放流施設として余水吐放流や年度内に実施するダム周辺の工事の状況について情報提供をいただき、台風や大雨の際に放流を行う場合の水道局、交通局の対応について確認をしております。

今回、台風19号に係る連携体制では、東京都水道局小河内貯水池管理事務所から町に対し、ファクシミリにより逐次情報の提供をいただいております。令和元年10月11日9時35分に第1報として、小河内ダムの洪水に対する予備警戒体制に入ったことから始まり、11日11時30分から放流開始の通知、その後、放流量を示す放流通報17件を受け、13日9時30分を最後に、洪水警戒態勢の解除など、全部で20件の情報提供をいただき、連携体制をとっております。

次に、2点目の減災を目的とする計画的貯水量調整について東日本台風以降、小河内貯水池と協議の場を持ったかどうかについてでございますが、小河内貯水池管理事務所との相対する協議の場ではなく、東京都、西多摩地区の市町村、オブザーバーとして警視庁、東京消防庁などで構成する令和元年度東京都管理河川のはんらんに関する減災協議会が令和2年1月30日に開催されており、協議会の中で、東京都の取り組み、市町村の取り組み、気象庁から台風19号の気象状況や東京都総務局により台風15号及び19号の検証の概要などの情報提供や意見交換を行っております。

最後に、今後も起こり得る災害に対して、町として関係機関との連携体制の確立を一層図っていただきたいについてでございますが、従来から行われている交通局・水道局合同

水防連絡会議、東京都管理河川のはんらんに関する減災協議会、奥多摩町官公庁等連絡会議や、今後、地域防災計画の見直しを行う奥多摩町防災会議などを通じて、情報連携や連絡体制等の充実を図るとともに、地域の安全・安心の確保と災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（原島 幸次君） 伊藤英人議員、再質問はありますか。どうぞ。

○1番（伊藤 英人君） 再質問ちょっとだけ、ちょっと細かいことなんです。

ありがとうございました。まず、1つ目と3つ目、ありがとうございました。大変丁寧な答弁をいただきました。

2つ目、定住化対策への地域参画について、ちょっと細かいことなんです、再質問をさせていただきます。

まず、意匠については一般的なもので対応しようかという方針であるということなのですが、意匠というのは、さすがに外観であり――済みません、意匠というのがまず外観なのか、内装なのかというそこから質問したいのですが、外観に関しては町の景観にかかわることですので、なるべく自然公園法などにのっとりというか、町の観光の顔になるような、主観的な発言になりますが、すてきな外観であるようなものにしていただきたいなと思います。その辺から地域住民の意向が入れればいいのかと思っております。

それから、規模が大きな事業である若者定住対策複合事業というものについて、ちょっと細かい部分で具体的に説明できたらお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 1番、伊藤議員の再質問にお答えいたします。

2点のご質問ということで、まず1点目の意匠についてということでございますが、こちらについては外観等を含めた部分になります。

先ほど町長のほうからご答弁させていただいたとおり、若者町営住宅につきましては、町が委託する設計業者をお願いしております。これは最小で最大の効果を発揮していただくために経費等の問題もございますので、比較的一般的な建物になっております。これについては建築基準法、自然公園法、または東京都の安全条例を含めて、すべて法令に遵守した形での設計というような形になってしまいますので、住宅としてつくる場合に一般的な形になってしまうというふうなものでございます。

また、小丹波第1のようにRCで造る場合もございます。これもやはり住民の方からすると、せっかく奥多摩なので、何で木造じゃないのかというようなご質問もあるんです。

れども、こちらについては土砂災害特別警戒区域の場合については、RC構造でつくらなければ非常に北側部分から土砂の崩落をとめるということで、そのような工法になりますので、場所ですとか、条件によって若干工法が変わってしまいますので、それについては建築基準法を遵守してつくるような形で設計士に依頼してございます。

また、先日、川井の内覧会をしていただいた子育て応援住宅でございますが、こちらについては子育てしやすい住宅をコンセプトに設計していただいております。伊藤議員からご質問のあったように、やはり意匠ですとか、内部の設計について役場のほうですべて指示すると、おもしろみのない住宅じゃないかというようなご提言も以前いただきましたので、子育て応援住宅については、民間のノウハウを最大に発揮していただいで設計していただくということで、子育てしやすい住宅を基本コンセプトにすべてをお任せするというような住宅になっておりますので、こちらについてはそのような形で進めさせていただいております。

次に、2点目の先日、議会全員協議会でご説明させていただきました若者定住対策複合事業のご質問かと思えます。こちらについては、現在、候補地といたしまして、先日、議会全員協議会の中では川井地区と丹三郎地区という2地区をご説明させていただきました。

まず、川井地区につきましては、現在、既に用地を取得してございますので、道路の線形等を令和2年度、今後、また後ほど予算特別委員会で詳細についてはご説明しますが、道路の線形等を含めて考えていくと。丹三郎地内につきましては、現在、補正予算で予算を計上させていただきまして、3月の末が成果が出てくるということもございまして、その成果をもって今後についてどのような形でやっていくかということで内部で検討します。実際にはまだ取得している用地については一部でございまして、当然、その用地の部分でこれから交渉等もありますので、この時点ではどの程度の規模で、どのような形でというお話はできませんが、3月末までに周辺地域の現況測量等を行って、また、付近の地権者の方とお話をして、最終的には地域の自治会長であったり、地域の地権者の方とお話し合いを持って事業を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、2点の質問については以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 伊藤議員、よろしいでしょうか。

○1番（伊藤 英人君） ありがとうございます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、1番、伊藤英人議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますので、ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、午後2時10分から再開いたします。

午後1時53分休憩

午後2時10分再開

○議長(原島 幸次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、宮野亨議員。

[10番 宮野 亨君 登壇]

○10番(宮野 亨君) 10番、宮野です。

3点質問させていただきます。

SDGs(エスディーゼズ)地方自治体の役割について。SDGsは、2015年9月、国連において2030年までに193のすべての国連加盟国の合意のもと、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択され、持続可能な開発目標(SDGs)が示されました。地球環境の悪化を食いとめ、環境、経済、暮らしなど、諸問題を解決するために17の目標と169の項目等で構成されています。

SDGsは、2030年までに、だれ一人取り残さない世界を実現しようとする壮大なチャレンジであり、人間の安全保障と言うべき共通理念でもあります。

国は2020年1月、SDGs実施指針改訂版における地方自治体の役割の中から、ポイントとして、日本は豊かで活力のある、だれ一人取り残さない社会を実現するため、一人一人の保護と能力強化に焦点を当てた人間の安全保障の理念に基づき、世界の国づくりと人づくりに貢献し、SDGsの力強い担い手たる日本の姿を国際社会に示すとしています。その中から国内実施・国際協定の両面において次の3本柱を中核とする日本のSDGsモデルの展開を加速化していくとの方針が示されました。

1、ビジネスとイノベーション、2、SDGsの原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり、3、SDGsの担い手としての次世代・女性のエンパワーメントです。その中から、SDGsの原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくりと次世代・女性エンパワーメントと人づくりの中核として保健、教育とあります。さらに、東京都では昨年末、2040年代に目指す東京のビジョンとその実現のため2030年に向けて取り組むべき戦略を示しました。また、時代を切り開くかぎは人であり、人が輝く東京を作り上げるために取り組むとしています。

別に、ゼロエミッション東京戦略では 2050 年、CO₂ 排出実績をゼロにするとし、2030 年に向けた主要目標を示しました。これら東京都が発表した戦略を踏まえて、今後、地方自治体においても官民連携を含め、地域課題の解決のため、SDGs の目線に立って強力に推進させることが必要と思います。このことから我が町も世界の潮流である SDGs の推進に向け、積極的、具体的に取り組んでいただき、未来の長期総合計画に反映していただきたいです。町のご所見を伺います。

2 項目め、有償家事支援サービスについて。高齢化率 50% を超え、団塊世代がピークを迎える 2025 年問題も差し迫っている今、高齢者の見守りサービスがより重要になってきています。

そこで、有効活用できるのが有償家事援助サービスです。町民がいつまでも住みなれた地域で安心して生活が送れるよう、サービス提供会員が高齢者の日常生活に必要な家事援助を行う制度です。なぜこのサービスに着目したかという点、資格がなくてもボランティアに参加できることと、短い時間を使って小さなサービスを提供することができます。利用者側は、例えば電球の交換、洗濯物の取り込みなど、小さな仕事も頼めます。頼む側も頼まれる側もワンコイン、思いやり価格であることにより気兼ねなく手軽に活用できます。これはご近所づき合いを深める手段の一つであり、災害時の避難共助にもつながると思います。

今後、確実に増える需要に対し、町内にこのサービスの必要性を広く周知し、多くの人に知っていただき、有償ボランティアの人材を増やすため、大々的に募集活動を行っていただきたいと考えます。

そこで、2 つ伺います。

1、これまでの実績と会員登録（提供会員・利用会員）数、問題点について。

2、これまでの広報活動と今後の募集について。町のご所見を伺います。

3 項目めです。獣害対策について。昨年末から今年にかけて丹精込めた作物が猿の群れにより被害を受けたと多くの方から相談を受けています。150 平米、45 坪の畑で年間 7 種類の作物を作っている方は、3 分の 1、50 平米の 15 坪が残るだけでもありがたいし、救われるし、耕作放棄せず続けられると言っていました。収穫直前の野菜が被害に遭ったときの落胆している姿を見て、切実な叫びと受けとめました。生産者の方々にとって、作物を作ることは楽しみでもあり、ご近所づきあいを兼ねたおすそ分けの分も作る等、一つのやりがいとなっています。

奥多摩町でもいろいろな対応をしていただいておりますが、猿と鳥に関しての効果を得ら

れていないとの声を受けています。

2月1日現在、高齢化率が50%を超えた町としては、野菜作りで体を動かすことは、健康寿命を延ばすこととなり、医療費の削減にもつながる非常に大切なことと思います。

そこで、以前の一般質問で、モンスターウルフの導入について質問しましたが、いよいよ最終段階の配備となりました。獣害対策にかける予算と猟師人数を倍以上にしても効果が得られるか疑問です。鳥、猿等の被害を受けないために、人間が檻に入り耕作する対策をすることで効果が得られると考えます。

簡単に設置できる檻を考えてみました。50平米、15坪の場合、単管、高さ2メートル、幅5メートル、奥行き10メートルの檻で、入り口に網張り設置費用等で約10万ぐらいです。費用の中の個人負担は2割から3割程度で検討していただきたいです。ぜひ効果を実証するための実験的檻を設置していただけないでしょうか。町のご所見を伺います。よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 10番、宮野亨議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、SDGs地方自治体の役割についてであります。2015年、平成27年9月の国連サミットでの採択後、国では平成28年12月に実施指針がSDGs推進本部で決定されました。その後、国際社会が新たな課題や一段と深刻化した課題に直面する中、気候変動や貧困・格差の拡大による社会の分断・不安定などの地球規模課題に対して、経済・社会・環境の3側面から統合的に取り組み、持続可能な世界の実現を目指すSDGsの役割は、これまで以上に重要になっているとして、最新の動向を踏まえ、日本の取り組みの方向性を示すため、令和元年12月に実施指針の一部が改定されました。

国では、まち・ひと・しごと創生総合戦略で、SDGsに取り組む自治体の割合を令和6年度に60%とする目標を掲げていますが、内閣府が昨年実施した調査では、全国1,788団体のうち1,237団体から回答を得ましたが、推進している自治体は全体の13.5%、回答全体の19.5%でありました。

調査結果によると、回答した団体のうち84.4%に当たる1,044団体で、SDGsに「非常に興味がある」、または「興味がある」としておりますが、今後、新たに注力したいと思っている課題を聞いたところ、「わからない」が295団体で最も多く、実際には進捗の割合はまだ低い状況となっております。

東京都では、未来の東京戦略ビジョンを昨年の12月に策定いたしました。同年5月

には気候危機に立ち向かう行動宣言を行っており、その後、6分野 14 施策からなるゼロミッション東京戦略を策定いたしました。この戦略では、東京都気候変動適応方針、プラスチック削減プログラム、そして、ZEVゼロミッションビートル普及プログラムの3分野において重点的対策が必要としており、これらの実現のためには、エネルギーの脱炭素化が欠かせないとしております。また、分野別の代表的な施策例では、水道水源林の適正な管理が盛り込まれております。

こういった状況の中で、現在実行中の第5期奥多摩町長期総合期間につきましては、令和6年度までの計画期間となっております。今後、第6期策定に向けて準備を進めていくことになってまいります。国連が掲げる持続可能な開発目標SDGsの達成に向けた取り組みを盛り込んでいくことは、豊かな自然に囲まれて町にとっても必然であるのではないかと考えております。

次の世代を担う子どもたちのためにも、これまで申し上げた事項を念頭に置いて、日常的な業務や暮らしの部分からも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の有償家事援助サービスについてであります。奥多摩町の有償家事援助サービスは、社会福祉協議会が独自に実施している事業でございます。平成18年4月の介護保険法改正により、当時の生活援助の基本的な廃止に伴い、利用者の求めるサービスニーズと提供できるサービス内容に問題が生じること、契約ヘルパー活動時間の大幅な減が見込まれ、契約ヘルパーの就労時間確保が困難になりました。

そして、有資格者の離脱等、運営危機に直面するなど、事業運営においても幾つかの問題点が考えられ、さらには町では他事業者の参入がない状況下で、社会保障制度の枠内だけの活動では、提供できるサービスに制約がかかり、利用者のニーズに対応することは難しいと考えられたことから、法改正に備え、対策及び新規事業が必要であるとして有償家事援助サービスを始めております。

有償家事援助サービスとは、いわゆる介護保険で行う訪問介護とは違い、幅広い利用者ニーズに対応ができ、日常生活において何らかの援助が必要な場合に低料金で利用できる家事援助サービスであり、サービス提供者もホームヘルパー等の有資格者にとらわれず、主婦の家事能力の範囲で援助可能なもので、おおむね65歳以上で家事援助が必要な方を対象に行うことになっております。

1つ目のご質問、これまでの実績と登録会員数、問題点についてであります。直近の実績といたしましては、平成30年度の提供会員数は6名、利用会員数は13名、延べ派遣時間は209時間30分、延べ利用回数は242回、ごみ出し回数は79回となっております。平成

29年度の実績では提供会員数は7名、利用会員数は11名、延べ派遣時間は266時間、延べ利用回数は286回、ごみ出し回数は44回となっております。

その内容や問題点につきましては、社会福祉協議会で定めた有償家事援助サービス事業実施要綱によりますと、町での提供会員は20歳以上の健康な者で、この事業の目的に理解があり、熱意を持ってサービスを行い、サービスを提供するのに支障のない範囲内に居住する者としておりますが、やはり守秘義務や事故、さらには見守りなどを考えますと、知識を持った経験がある方が好ましく、ヘルパーの資格を持つ方が実際には活動しております。

サービスの提供範囲は、住居の掃除・整理、生活支援、買い物、食事の手伝い、ごみ出し、簡易な身体介助などとしており、利用会員の利用料としては年会費1,000円、ごみ出し1回250円、その他のサービスは15分ごとで250円、さらには交通費の負担もございます。この交通費の負担や細かいことでもすぐに対応できるよう配慮したものとして、利用会員の近くに、そして、町内に居住していなければならぬとしていることから、高齢化や過疎化に悩む当町におきましては、なかなか提供会員が集まらないのが現状であります。また、最低賃金の上昇に伴い、利用料などの見直しが迫られているところでございます。

そして、他の援助サービス事業としては、町内医療機関を受診する際の無料の外出支援サービスや、高齢者の日中の見守りや町外の医療機関受診の援助などを支援する協力会員、利用会員として会員のニーズに応じて利用でき、活動日、活動時間によって最低500円の利用料金がかかる地域ささえあいボランティア事業があり、この2つは町が社会福祉協議会に委託している事業でございます。

有償家事援助サービスと同内容なサービスの提供もありますが、こちらの2つの事業につきましてもボランティアとして活動できる住民が集まらなくなっているのが現状であります。

令和2年度末には、3カ年の奥多摩町地域高齢者支援計画、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画が終了することから、次期計画に向けての住民アンケートや有識者による策定の検討が行われますが、福祉事業以外にも人材が不足する社会情勢の中、いかに有償や無償ボランティアを住民にお願いしていくのか、大きな課題となることが予測されております。

このようなことから、これら広報活動につきましては、利用者にあったサービスを適切に受けいただき、その需要に合った提供に努めていかなければならないと考えており、

社会福祉協議会や町の広報紙を初め、ホームページ、発行する高齢者向けの冊子などで事業の趣旨や内容を丁寧にお知らせしております。

今後のボランティアの募集につきましては、知識や経験が浅いボランティアの場合は研修を行うことや、提供するサービスの制限など、また、他制度との重複するサービスの見直しも視野に入れ、さらには利用会員の立場となって関係機関と検討して進めていくよう、社会福祉協議会と今後協議してまいりたいと考えております。

次に、獣害対策についてであります。近年では、猿やイノシシなどの野生動物による農作物被害が問題となっており、今年度は例年に増して多くの被害が寄せられております。特に、猿については、先ほど議員からありましたとおり、「丹精込めた野菜が猿の群れによって被害を受けた」「収穫直前の野菜が被害に遭った」などの住民の皆さんからの切実な声が町のほうに届いております。

一般的には、猿による被害を防ぐには、人間に対する警戒心や恐怖心を高め、農地や集落は人間の生活の場であり、自分たちの居場所ではないと学習させることが基本とされております。猿など群れて行動する動物は、ラジオテレメトリー法により群れの行動を把握し、繰り返し計画的に農地周辺の追い払いを行うことが有効とされております。

町でも集落付近で生息が確認されている7つの群れに発信機を装着し、群れの行動を観察し、群れが人家や畑に近づくときは猟友会により爆竹やロケット花火などでの追い払いを行っております。また、追い払いなどの防除対策を講じてもなお被害が軽減できず、恒常的に農地や集落に出没して被害をもたらす猿がいる場合は捕獲を行うこととしております。

また、農地への侵入防止対策として、まとまった面積の大きい農地については、東京都の補助金を活用し、鋼材の電気柵を設置し、点在する小規模農地については、簡易電気柵の設置に対する補助を実施するなど、獣害対策を図っているところであります。

ご質問の試験的檻の設置についてであります。畑を檻で囲うことで、鳥や猿などの上空から侵入する野生鳥獣を防ぐことができ、有効な手段の一つであると考えますが、畑を檻で囲いたいと希望される方がどれほどいるのかなど、住民ニーズの把握も必要であり、また、議員からは、再三にわたってスーパーモンスターウルフの導入を初め、今回の獣害対策用の試験的檻の設置など、野生鳥獣から農産物を守る斬新なご提案をいただいております。

いずれにいたしましても野生鳥獣による農作物被害は、地産地消の食育推進の障害にもなり、何よりも耕作者の営農意欲を低下させ、耕作放棄地の増加の要因にもなりますので、

今後も町猟友会と連携を強化して、さらなる獣害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（原島 幸次君） 宮野亨議員、再質問はありますか。どうぞ。

○10番（宮野 亨君） ご答弁ありがとうございます。

再質問というよりは、SDGs はしっかりと取り組んでいただきたいのと、有償家事支援につきましても、過去の問題点を徹底的に洗い直していただいて、ともに助け合うということが災害時の共助にもつながると思うので、そこのところ趣を置いた問題点の洗い出し等をしていただきたい、このように希望しまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、10番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

次に、6番、大澤由香里議員。大澤議員、先にお伝えしておきますが、会議規則第54条及び議会運営についての申し合わせ事項により、質問と回答を入れて1時間以内と内規で決まっておりますので、質問は簡潔にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

〔6番 大澤由香里君 登壇〕

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。よろしくお願ひいたします。6番、日本共産党の大沢です。住民の方からの切実な声を受けて質問させていただきます。

最初に、町長の施政方針について、2つの観点から質問させていただきます。

まず1つ目は、高齢者にも元気で長生きのための医療費助成制度を求めて質問いたします。

政府は、全世代型社会保障への改革の名のもとに、高齢者に負担増や就労を求める方針を打ち出し、後期高齢者医療の窓口負担を2割にすることなど、社会保障の改悪をますます進めようとしています。年金が実質目減りする中、消費税増税や各種保険料の値上げで、高齢者の暮らしはますます厳しいものとなっています。

町民の方に伺いました。78歳の後期高齢者に当たるその方は、心臓に疾患があり、2カ月に1回は定期検査を受けています。そのほかにも疾患があり、合計で4つの診療科にかかっているそうです。医療費は、検査入院で一、二泊すると2万円前後かかるときもあり、平均すると、月に1万円ほど医療費がかかっているそうです。介護保険や後期高齢者医療の保険料で年間14万円余り、収入の1カ月分以上も支払っています。介護保険サービスは、今のところ利用していないそうですが、サービスが必要になったら、さらに出費が増えるのではと心配しています。政府が窓口負担を2割にすることを検討していると告げると、「倍になるのか」と驚かれ、「これ以上負担が増えたら困る。年寄り早く死ぬ

ということか」と怒りをあらわにされました。

また、ある方は、生活に余裕がないと言います。冠婚葬祭のおつき合いも大きな負担になっているようで、もらっていけば返さないといけないので、ひと月に複数の出費があると正直つらいとおっしゃいます。お孫さんへのお年玉などは、できるだけあげたいし、子どもに負担をかけたくないので、自分の葬式代ぐらいは残したいと、できるだけ切り詰めて生活しているそうです。

消費税の増税や保険料の値上げなどで、年金だけでは生活ができず、やむなく働いているという方も少なからずいらっしゃいます。町長が施政方針で掲げられた、子どもからお年寄りまで生涯を健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるためにも、町の半分を占める高齢者の健康と暮らしを支える施策は、いよいよ必要性が増していると言えるのではないのでしょうか。

近隣の日の出町では、75歳以上の医療費を全額無料、70歳から74歳の医療費は1カ月2,000円を超えた部分を助成し、70歳の人間ドック2万円助成、75歳の人間ドック無料という手厚い支援を行っています。助成を受けるには3年以上日の出町に住んでいる住民で、特定健診を受けることが条件となっていることもあって、特定健康診査の受診率は、2016年のデータで56%と、多摩地域、東京都、全国平均を上回っています。また、18歳までの医療費無料、18歳から70歳未満のがん医療費無料制度とも相まって、早期発見、早期治療が可能になり、1人当たりの医療費は、全体的に東京都の平均よりも20万円ほど安くなっています。

よく医療費を無料にすると、安易な受診が増えて医療費が膨らむということを言われますが、2009年からの75歳以上の医療費無料化、2015年からの70歳から74歳の医療費助成の始まった当初からの推移を見ましても、医療費が無料になったから突然負担が増えたということにはなっていません。ほぼ横ばい状態だそうです。何より町民からは、「お金の心配をしないでいいので、我慢することなく、すぐ病院に行ける、医療費助成はありがたい」と喜ばれているそうです。

高齢者が元気な自治体は、若い世代にも魅力的です。日の出町では、若い世代の転入が増加しています。子育て支援による効果も当然あるわけですが、親や自分の老後を考えて住み続けたいまちとして日の出町が選ばれているそうです。このことは、若者の定住化を図っている本町でも注目すべきことであると考えます。

奥多摩町では、先進的な子育て支援策を行っており、近隣自治体からも高い評価を受けています。子育て支援策とあわせて、定住化促進のために若者住宅の整備を進めています。

が、若者が移住してきても、高齢になったときに日々の暮らしが不安な状況になれば出ていくのではといった懸念の声も依然聞かれます。地元の町民にも、移住者にも、奥多摩町に住みたい、住み続けたいと思っていただくために高齢者のための施策が必要だと考えます。

4年前にも、日の出町のような高齢者支援策を提案させていただきましたが、そのときはできませんと一蹴されてしまいました。ですが、先ほど小峰議員の質問に対するご答弁の中で、75歳以上の非課税世帯の医療費を半額助成するというお話を伺いました。4年前に比べれば非常に前進した施策の発表と公表ということで、ありがたいと思いますが、どうせなら非課税ではなく、75歳以上全員、できれば70歳から74歳までの、せめて2,000円負担して、あとは出してくれるというような日の出町のような施策をやっていたきたいと思います。

そこで、70歳からの2,000円を超える部分の医療費助成と、75歳からの医療費無料化を行った場合の予算額と一般会計に占める割合は、それぞれどれくらいでしょうか。また、これは通告していませんけども、75歳以上の非課税世帯数と課税世帯の数もわかりましたらお答えいただければと思います。

2つ目として、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

安倍首相は、2月27日、科学的根拠もなく、専門家の意見も聞かず、官房長官や与党幹部にも知らせず、文科省の抵抗も押し切って、独断で全国すべての小・中学校、高校、特別支援学校に3月2日から春休みに入るまでの全国一律の休校を要請しました。突然の発表に、現場では多くの混乱が生まれる事態となっています。

休校になって1週間がたったところで町民の方からお話を伺いました。ある保護者の方は、祖母と両親で休みをずらして交代しながらお子さんの世話をしているそうですが、どうしても都合がつかないときは、有休をもらって休んだり、ご実家のお母様にお願いしたりせざるを得ない状況だそうです。

男の子の兄弟のお母さんは、物すごい勢いで食材がなくなる、家事と仕事の両立でへとへとだと言います。

お子さんの生活は、どこへも行けないので、毎日ユーチューブ三昧、少しの宿題では授業のように机に向かうことなどとても無理だし、親もそこまで見切れない。教科書が終わらなかった部分はどうやって補てんするのか。現場の先生方も苦慮しているのではないかと思いますというご意見もありました。

いつもなら早寝早起きの規則正しい生活が送れているはずなのに、学校が休みなので、

夜は遅くなり、昼間はゲーム三昧、かといってやることもないので、仕方ないとあきらめていますというご意見もありました。毎日のお昼代がばかにならないという悲鳴も聞こえています。

ある子どもさんは、週1回、火曜日の登校日をととても楽しみにしているようですが、たった1時間で帰宅するので、結局、お友達とも遊べないし、遊ばせる場所もない。学校で青空教室を開くとか、または人数が少ないのだから、曜日で登校させて2つに学年を分け、せめて午前中授業にしてくれるとありがたいというご意見もありました。

また、子どもさんにとって1人自宅で閉じこもる生活がかなりのストレスになってきているようです。奥多摩は近くに公園がないので、校庭を開放してほしいという声も多く寄せられました。どのご家庭も突然の長期休校に振り回され、困惑しています。

全国では休校にしていない学校もあります。栃木県茂木町は、安倍首相の全国一律休校要請を受け、町内すべての5小・中学校を休校にする方針でしたが、3日、これを撤回し、通常どおり授業を実施することを決めました。保育園、幼稚園が通常どおり運用されていること、休校すると、子どもだけで過ごさないといけない家庭が出てくること、授業が実施されれば安全に配慮した給食を子どもに提供できることから、子どもの安全を確保し、健康を維持・向上させることが町の仕事、そのために現段階では通常授業を行ったほうがよいと判断したと言います。なお、同町や近隣市町で感染者が出た場合は休校にするとしています。

そのほかにも島根県出雲市などでも、子どもの受け皿が整っていない、学校現場が混乱し、余計な不安を招く、子どもの居場所確保のためとして当面休校にしないという判断をしました。

茨城県つくば市では、臨時休校とするものの、自主学習として登校を可能にしています。

奥多摩町は、小規模校でもありますし、感染者も出ていません。法律上、休校の期間や形態を決めるのは、学校の設置者である都道府県や市区町村の教育委員会です。上意下達的に政府の方針に従うのではなく、地域の実情に合わせて、こうした柔軟な対応をとってもいいのではないのでしょうか。今からでも休校措置を取りやめることはできると思いますが、今現在、感染が広がっているので、取りやめは難しいかもしれません。通常授業が無理でも、せめて分散登校など、工夫して登校日を増やすとか、校庭の開放など、多くの保護者の願いを少しでも聞き入れていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

また、観光業は、かなり大きな痛手になっているそうです。幾つかの事業者さんに聞き

取りました。去年の同時期2月に比べて3割から5割ほども売り上げが落ちているそうです。3月は7割から7.5割減になる見込みという声も寄せられました。このままでは従業員の給与も渡せないと死活問題になっています。

本来ならば、国が補償すべきだと思いますが、この月末で支払いがきついという声もあります。町から東京都に、国や要望を出していただくと同時に、町として独自の業者の方々、特に自営業の皆さんへの減収補償や無担保、無利子の緊急融資制度等を創設すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、木質バイオマス循環システム事業の改善について質問いたします。

2019年6月議会において森林所有者や森林ボランティアが搬出した木材について、材の買い取り及び地域通貨による買い取りを行うことで、奥多摩町内の森林資源の有効活用による森林整備の促進、地域経済の活性化及び森林環境の保全を図ることを目的とする木質バイオマス循環システム事業の持続・発展を願って質問させていただきました。今、バイオマス事業は、存続の危機にあるようですが、町の続けるという意味を信じて質問いたします。

私は、事業の目的の推進のためには、搬出にかかる費用の助成が必要だと申し上げ、町の考えをお聞きしました。町長からは、搬出するのにお金を出さないとおそらく回っていかない、前向きにこの問題については検討していくという大変心強い答弁をいただきました。観光課長からは、昨年度から交付されている森林環境譲与税、そして、2024年度、令和6年度から本格的に導入される森林環境税の活用について、他の市町村、近隣市町村との連携を図りながら事業の詳細を詰めていきたいとの答弁でした。

森林環境譲与税の活用について、町単独での実施というのはなかなか難しい問題もあるということでしたが、その後、この問題についてどのような議論、検討がされましたでしょうか。

また、前回、排出について補助を出している檜原村さんでは、1立方メートル当たり、事業者さんには1万2,000円、所有者さんには3,000円の搬出補助を出しているということで、非常に安定した供給量があるということを紹介させていただきました。奥多摩町の場合は、森林所有者とボランティアに限ってということとやっております。事業者にも枠を広げれば供給量も増えるのではないかと提案させていただきましたが、この点も検討されましたでしょうか。

そして、買い取り時期を通年にして、もっと使いやすい制度にするべきではという質問にも、集積所の運営管理業務や木質チップ製造業務の委託先と調整を行った上で、買い取

り時期の拡大に向けて検討するという答弁でした。この事業の委託相手である東京都農林水産振興財団も、森と市庭も契約については通年になっても問題ないと伺っております。今、チップ制度は休止しているとのことですが、買い取りはすると伺っております。買い取り時期は拡大されましたでしょうか。

以上、3点に絞ってお伺いいたします。

最後に、地域住民の安心のために、グランピングへの対応をと題して質問いたします。

東京都が多摩・島しょ地域で自然等の地域資源を活用した新しい体験の場を作ろうとする民間事業者のプロジェクトを公募、選定、支援し、事業の普及を行っていく体験型エンターテインメント創出事業、ネイチャー・トウキョウ・エクスペリエンスとして奥多摩町川野に常設のグランピング施設、サーカス・アウトドア・トウキョウが2018年3月にオープンしました。オープン前に開かれた地元自治会への説明会では、石山代表の口から、この施設ができれば町の観光振興、地域の活性化に多大に寄与するというバラ色の未来図が描かれ、地元の住民の皆さんは大いに期待したと言います。約2年が経過した今、当初期待したイメージとはかけ離れた状況にあります。

町民の方からお話を伺ってまいりました。オープン前の説明会では、地元住民の方からさまざまなご意見や要望が出されました。「近隣の民家から宿泊客が見えないようにするための目隠しの設置をしてほしい」「近隣住民の敷地との境界にゲートを設置してほしい」「防犯カメラの設置をしてほしい」「地元住民の雇用もお願いしたい」「駐車場となっている広場にコンビニエンスストアを設置する」——これは代表のほうから言われたそうですが、また、「自治会活動への参加」「夜8時以降は音出し禁止」、これらすべてに代表は「やります」と答えたそうです。しかし、どれ一つ実現していません。

しかも、ゲートをつくってもらえないので、住民の方が自分で柵を設置されたそうですが、上からおりてくる自動車に何度も激突され、破壊されたそうです。そのことを事業者に伝えに行くと、そのたびに言葉での謝罪はあるものの、最初の1回ぐらいは修理をしてもらったそうなのですが、その後は修理してもらえず、壊されるたびに住民の方が設置し直しているとのことでした。

地域のお祭りや行事にも参加はなく、雪かきもグランピングの客が通るところだけはやるものの、従業員の宿泊場所となっている家の周りはやったためしがないということです。駐車場の柵のかぎは8時半にはあける約束で預けていますが、あける時間はまちまちで、遅いときにはお昼近くになるときもあるそうです。観光シーズンにはお客さんが早くから来るので、遅くとも8時半にはあけてほしいし、トイレを利用するお客さんが駐車場に入

れないために、車を道路にとめるので、ちょうどカーブになっているところですので、危険だという指摘もありました。

さまざまなご意見が聞かれましたが、一番は、挨拶を初め、コミュニケーションがないことが不信感や不安、不満を増長させているようです。連絡したいことがあって代表に電話をしてもつながらず、仕方なく副代表や従業員に伝えるも何も改善されないし、代表からも連絡がないそうです。

昨年 11 月末には一時的に雇ったという従業員が大麻を吸っていた——後で所持していたということだったそうですが——ことが見つかり、警察が大勢押し寄せるといふ事件が発生しました。そのときは深夜遅くまで音楽の音が鳴りやまず、耐えかねた近隣の方が 110 番通報したことから発覚しました。事件後、代表から近隣の方には——4 件だそうですが——謝罪があったそうですが、自治会には、自治会長にも何の説明も謝罪もないそうです。

事件以来、深夜遅くまで音楽が鳴っていることはなくなったそうですが、いまだ約束したことは守られず、深夜に訪れる客もいて、近隣住民の方の不信感や不安はますます募っています。

事件以後、やたらハイテンションな若者が深夜に車で来て、クラクションを鳴らしたり、奇声を上げたりすることが多くなったそうです。以前はかぎをかけなくても、不安などなかった。今は必ず施錠しないと怖くて眠れない。特に女性や子どもだけになるときは嚴重にしている。グランピングが来てから安心して暮らせなくなった。地域に何の恩恵もない施設は撤退してもらいたい。怪しい施設より桜でも植えて花見ができる施設にしたほうがよっぽど奥多摩らしくていいと住民の方はおっしゃいます。

行政が選定・支援して誘致した事業である以上、まして町有地を貸しているわけでもありませんので、行政にも指導や説明責任があるのではないのでしょうか。少なくとも住民の方が不安な思いをしている以上、その不安を取り除く責任があります。町長のお考えをお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 6 番、大澤由香里議員の施政方針についての一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、高齢者にも元気で長生きのための医療費助成制度をについてであります。

内閣府の平成 30 年度版高齢社会白書によりますと、平成 29 年 10 月 1 日現在の日本の総人口は 1 億 2,671 万人で、うち 65 歳以上の人口は 3,515 万人、人口全体に占める割合は 27.7%となっており、2065 年、令和 47 年には全人口の 2.6 人に 1 人、38.5%が 65 歳以上の超高齢者になると推計をされております。

一方、令和 2 年 1 月 1 日現在の町における人口は 5,038 人で、このうち 65 歳以上の高齢者は 2,519 人と、人口に占める割合が 50%となり、既に町民の 2 人に 1 人が 65 歳以上という超高齢化時代を迎える状況となっております。

このような状況を踏まえ、施政方針でも触れさせていただきましたとおり、最大の課題は、少子化対策と定住化対策であり、これらの対策は、高齢化対策や地域コミュニティの活性化にもつながるものと考え、15 項目に及ぶ子ども・子育て支援推進事業を進めてまいりました。

また、一方で、町税が一貫して減収傾向にあるなど、自主財源に乏しい当町の将来負担を軽減するため、都営水道の一元化、ごみ処理事業、斎場整備などについても積極的に取り組み、関係自治体等のご理解をいただき、大きな成果を上げることができました。

さて、ご質問の日の出町のように 70 歳からの 2,000 円を超える部分の医療費助成と 75 歳からの医療費無料化を行った場合の予算額と一般会計に占める割合はどれくらいになるかについてでございます。日の出町では、子育て支援策の充実と高齢者にやさしい日本の町づくりとして、75 歳以上の方の医療費全額を町負担とする「高齢者医療助成制度」を平成 21 年度に開始し、また、70 歳から 74 歳までの方を対象に 1 カ月 2,000 円を超えた自己負担分を助成する「元気で健康に長生き医療費助成制度」を平成 27 年度に開始いたしました。

この 2 つの制度の日の出町における平成 30 年度実績は、70 歳から 74 歳までの高齢者 1,535 人に対し、町負担額は 4,780 万円、同様に、後期高齢者に対しましては、被保険者数 2,952 人で、町負担額は 1 億 560 万円、合計 1 億 5,340 万円、一般会計に占める割合は 1.72%となっております。

また、平成 30 年度決算の 70 歳の間ドック 2 万円助成事業は、335 人の年齢別人口に対して 30 人が受診し、60 万円を支出しております。75 歳の間ドック事業は、全額 3 万 7,800 円を助成、324 人の年齢別人口に対して 79 人が受診して、298 万 6,200 円を支出し、合わせて 358 万 6,200 円となっております。

ご質問にありますように、これら日の出町の制度を当町に当てはめた場合の費用及び一般会計に占める割合であります。初めに、70 歳から 74 歳までの高齢者については、平

成 30 年度の国民健康保険における人数は、年平均 402 人で、自己負担総額は 4,510 万円ほどとなり、一人当たり年間自己負担額は 11 万 2,179 円となりますが、会社などに勤務し、国民健康保険でない 70 歳から 74 歳の方も存在し、この年齢区分の平成 31 年 3 月末時点の町内人口は 532 人となります。これに国民健康保険データの自己負担額をもとに 1 カ月 2,000 円を自己負担、超える部分を町負担として試算した場合は、町負担総額は 4,690 万円ほどになります。

次に、後期高齢者の医療費を無料化した場合でございますが、町の平成 30 年度実績は、被保険者数 1,341 人で、自己負担総額は 1 億 1,740 万円となっておりますので、この額が町の負担となります。

この双方を合わせた町負担総額は 1 億 6,430 万円となり、一般会計に占める割合は、平成 30 年度決算額 63 億 6,940 万円に対して 2.58%になります。また、70 歳までの人間ドック 2 万円助成と、後期高齢者の人間ドック無料化を実施した場合には、さらにその分が加算されることとなります。

この結果から、町が日の出町と同様に実施した場合には、金額・割合ともに日の出町を上回る試算結果となっております。

これはもう一つ申し上げますけれども、財源対策の問題が日の出町とうちの町は非常に大きく違います。日の出町では、25 市 1 町のごみの受け入れをしております。その年間の組合からの受入額は 10 億円をいただいております。今年度で 10 年が切れますけれども、総額では 10 年間で 100 億円。そういう財源対策があります。したがって、そういう意味では、そういう財源を利用してこの事業を始めているという内容をご理解いただきたいと思えます。

もう一方では、日の出町と奥多摩町の高齢化率は大変違います。今、高齢化率が高いのは、東京都の中では檜原村と奥多摩町がほぼ同数でございますが、それ以外はまだ 50% に達していないという問題がございます。

もう一方では、後期高齢者を含めた保険料の減額。これについては、先ほど一般質問でご答弁いたしましたけれども、だれだかちょっと忘れちゃいましたけれども、これに 1 億 2,000 万円一般会計から出してあります。これは、子育ての 15 項目と違いまして、直接給付をしておりますので、目に見えないんですけども、高齢者の皆さんの保険料が高くなる部分を一般会計から 1 億 2,000 万円出している、これも事実でございます。

そういう部分と、将来的には健康で長生きをしてほしい、そういうためにも、今、少子高齢化の中で、若者をこの町に住んでもらわないとコミュニティが壊れてしまう。あるい

は、将来にわたって消防団の団員が確保できないということを再三にわたって申し述べてまいりました。そのことが急務であって、この部分については、言っている意味は理解できますけれども、財源対策とそういう状況から、なかなかこれは難しいということでございまして、先ほど小峰議員に答弁したとおり、そうであっても、そういういろんなご意見がある以上、新しい制度として、先ほど申しました4項目を今後実施してまいりたいというの私の考え方でございます。

町における財政状況は、昨年の台風19号に伴う災害復旧に多くの予算が必要な状況に加え、引き続き若者の定住対策を町の中心課題に位置づけ、若者の定住を促進することで、高齢者の見守り、地域の安全・安心の確保を図っていかねばならないというふうにござしております。

その上で、今申し上げました財源対策については、日の出はそういう状況でございますけれども、町の財源対策としては、繰り返して申し上げますけれども、都営の水道の一元化を初め、クリーンセンター等々のことを含めて財源対策を図っていき、それを新たな事業に回していきたいと。

そういう点で、住民の福祉の向上のために、新たな4つの支援事業となる75歳以上の後期高齢者のうち、住民税非課税世帯の500名が年間に医療機関に払う医療費の2分の1の助成、また、現在、高校生まで無料化しておりますけれども、大学生まで医療費の無料化の助成、あるいは軽減を図るために中学生のどの子どもも修学旅行に負担がなく行けるような、そういう制度を助成をしていく制度、あるいは、もえぎの湯町民割引があって、無料の日がありますけれども、そうではなくて、住民がいつでも無料で入れるような状態が作り出せないかなというふうにござい考え、4項目については小峰議員に答弁をさせていただき、これを令和2年度中の補正予算において必ず実現させていきたいというふうな思いでございます。

私は、今までも新たな事業を実施する際には、町の基金を取り崩して使うのではなくて、東京都に何度も足を運び、その財源をまず確保して新しい事業を進めてまいっております。これも繰り返しになりますけれども、市町村総合交付金は、ルールで必ず配分するものではありません。どこのうちでもそうでしょうけれども、お金がなくなったから足りない分をくれという話じゃなくて、自分たちみずからが努力をして、それでも足りないということも含めて良好な関係を保ちながら、東京都の理解を得て財源の確保を図ってまいりたいというふうにござしております。

こういう財源の確保を図るためには、東京都町村会、あるいは東京都議長会、議員の皆様

さんもそうでございますけれども、そういう部分と連携をしながら、毎年毎年東京都に予算要望しておりますけれども、幸いにしてといいますか、東京都総合交付金につきましては東京都独自の制度でありますから、そういう部分について理解をいただき、前年とそれから令和2年度の東京都の予算、7兆2,540億円、この大きな2番目の予算の中に20億円の増額予算が組まれております。そういうところを活用しながら、自分たちも努力をしながら、その財源の確保を今後図ってまいりたいというふうに思っているところでございますので、議員の皆様方もいろんな機会を通じて町の事情を訴えていただければありがたいなというふうに思っております。

次に、新型コロナウイルスの感染症対策についてのご質問でございますが、前段の小・中学校の臨時休校に関する部分につきましては、教育委員会の所管事項となりますので、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

後段の町として業者の方々、特に自営業の皆さんへの減収補償や無利子の緊急融資制度等を創設すべきとのご質問でございます。政府は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、2月13日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策を決定し、宿泊客の減少などで経営に影響を受けている旅館業を初めとする中小企業向けに、日本政策金融機構などによる資金繰り支援として5,000億円を確保し、自然災害等の突発的な事由により、基準となる3カ月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少するなど、経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給を図るため、一般保証と別枠の保証が利用可能となるセーフティネット保証4号を開始をいたしました。

さらに3月に入り、自然災害等の突発的な事由とは関係なく、全国的に業況の悪い指定業種へ基準日となる3カ月の売上高等が前年同月比で5%以上減少するなど、経営の安定に支障が生じている中小企業への融資の利用が可能となるセーフティネット保証5号の業種枠について、旅館、ホテル、食堂、レストランなど40業種を追加するなど、中小企業者等への緊急対策を図っております。

東京都においても産業労働局金融部金融課において、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資をこの3月6日から開始しているところであります。

また、安倍首相は、7日の新型コロナウイルス対策本部で、感染拡大の影響を受け、資金繰りが厳しくなっている個人事業者を含む中小企業に対して、日本政策金融公庫などに特別貸付制度を創設し、実質無利子、無担保の融資を行うと表明し、緊急対策第2弾を行うとしております。

町として減収補償や無利子の緊急融資制度等を創設すべきとのご質問であります、町

が減収補償を行うのは、補償財源の問題や補償基準をどう設定するのかなどの課題も多く、現在すぐに実施することは困難と考えております。

先ほど申し上げましたように、国においても無利子、無担保の融資を行うとのことでもありますので、国・都の動向を注視していきたいと考えており、この相談につきましても町、商工業者の相談・支援を行っております青梅商工会議所と連携をして、引き続き今言ったような問題に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、木質バイオマス循環システム事業の改善についてであります。議員からは、令和元年第2回定例会の一般質問において、木質バイオマス循環システム事業の維持・発展に向けてのご質問をいただき、令和6年度から本格導入される森林環境税等の活用も含め、東京都並びに森林を保有する近隣市町村と十分な連携を図り、総合的な森林整備に向けて努力してまいりたいと答弁させていただきました。

ご質問の搬出に係る費用の助成について、森林環境譲与税の活用等、その後の議論・検討がなされたかについてであります。令和6年度から本格導入される森林環境税の活用につきましては、国内材の価格低迷の影響から林業不振による森林荒廃やシカによる食害など、公益的機能を失った森林を多く抱えている当町にとりましては、間伐材の搬出を含めた森林整備について十分な検討と対策が必要であると考えております。

平成31年4月1日に施行された森林経営管理法により、経営管理が行われていない森林については、市町村が仲介役となり、森林所有者と担い手をつなぐシステムを構築する森林経営管理制度が開始されました。

この森林経営管理制度は、適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を市町村が主体となり、森林所有者にかかわって、みずから森林経営管理を実施するため、森林所有者への意向調査や現地調査、経営管理集積計画の作成等の業務を行うこととなり、その財源として森林環境譲与税の活用も検討しております。

このような状況の中、市町村の業務の円滑な実施を図るため、東京都と多摩地域の6市町村、八王子、青梅、あきる野、日の出町、檜原村、奥多摩町で構成する森林経営管理制度協議会を設置し、今後の制度運用を検討する予定となっております。

協議会設置に当たり、昨年12月に担当者準備会を開催し、実施内容を検討するとともに、森林環境譲与税の活用について情報交換を行ったところであります。今後とも同じ課題を抱えている自治体と連携し、間伐材等の搬出を含め、森林環境譲与税の活用についてを協議してまいりたいと思っております。

議員からは、事業者にも枠を広げれば供給量も増えるのではないかとの提案をいただい

ております。令和元年度第2回定例会の一般質問で、搬出するのにお金を出さないと回っていかないと答弁いたしましたが、町では過去にも独自事業として間伐材を市場等に出荷する費用に奨励金を交付する地場産材活用対策奨励事業を行っており、その後、申請件数が皆無となったため、事業を廃止した経緯もございます。林業関係者の皆さんの意向を確認しながら、間伐材搬出を含めた集積方法を検討してまいりたいと考えております。

最後に、買い取り時期の拡大についてであります。令和2年度からの間伐材の買い取りについては、買い取り時期を4月からに拡大し実施する予定であります。また、東京都農林水産振興財団が行っている木質チップ製造業務につきましては、下水道局の汚泥処理施設で稼働している木質チップを使用した焼却炉が、設備の更新に伴い、電気炉へ変更となったことから、令和2年3月末でチップ製造業務の稼働を停止し、事業からも撤退することになりましたので、令和2年度については、間伐材の買い取りと地域通貨による運用のみ実施いたしますが、町営もえぎの湯の木質バイオマスボイラーにつきましては、このような事情から、本年4月からは灯油のみの稼働となりますが、先ほど申し上げました東京都と多摩地域の6市町村で構成する森林経営管理制度協議会において、森林環境譲与税を活用した間伐材の搬出事業を初め、総合的な森林整備に向けた議論を広域的に展開してまいりたいと思っております。特に、この問題については、今やっている事業だけではなく、オイルの値段の問題等もありますので、そういう問題等を含めて広く検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、地域住民の安心のために、グランピングへの対応をについてであります。グランピング施設がある川野の町有地は、平成28年度、寄附により町が取得した土地であり、面積は約4,000平方メートルであります。階段状の地形であることや、自然公園法の第2種特別地域に該当しているため、さまざまな規制があり、具体的な活用がなかなか見出せない土地でありました。

その後、東京都政策企画局が主導し、大手広告代理店の株式会社博報堂が事業プロモーター行った多摩・島しょの自然を活用した新たな体験型エンターテインメント創出事業が開始され、現在、川野の町有地で運営を行っている株式会社ノックス・インターヴィレッジが応募し、事業のモデルとなるプロジェクトに選定をされました。

これと並行して、ノックス・インターヴィレッジでは、事業用地を探すため、奥多摩町を含め、西多摩地域の複数の自治体を訪れておりました。

町では利活用が難しい境地区のむかし道に隣接する道所町有地及び川野町有地を案内したところ、川野町有地がグランピング事業に適している土地形状等であるので、ぜひ使用

させていただきたいとの申し出があり、これを受け、内部検討した結果、平成 29 年 4 月にグランピング事業用地として貸し出すことを決定をいたしました。

同年 5 月、川野町有地の近隣住民の方々及び川野自治会長を訪問し、グランピング事業用地として町有地を貸し出すこと、今後、住民説明会を開く予定であることなどをお伝えし、ご了承をいただきました。

同年 6 月には、ノックス・インターヴィレッジが事業主体となるグランピング事業が、都の新たな体験型エンターテインメント創出事業として採択をされました。

その後、東京都との連絡調整を初め、庁内事務手続並びに町議会で使用料等に係る予算及び事業説明を行い、11 月に都多摩環境事務所からグランピング事業について 3 年間の許可がおりました。

同じく 11 月 27 日には、川野生活館において、町、事業者であるノックス・インターヴィレッジ及び施工業者から地域住民皆様に対しまして事業説明会を行い、参加された皆さんからもご賛同いただき、前向きなご意見もいただきました。

議員からは、この説明会時のやりとりで事業者から「すべてやります」と答えたが、どれ一つ実現していないとのご指摘をいただきましたが、この件を含め、町から事業者に改めて確認を行いました。

目隠し塀とゲートの設置は、現在の収益では、運営費でやっと回っている状況であり、対応が困難であること。防犯カメラの設置については、リモートで確認できるカメラが既に設置されていること。地元住民の雇用について、1 名であるが、雇用していること。また、ホームページで随時募集をしているが、申し込みがないこと。コンビニエンスストアの設置については、設置の要望はあったが、約束はしておらず、今後フィールドが拡大した場合、設置される可能性もあるのでと回答したこと。自治会活動への参加については、どんと焼きなどには参加したこと。また、参加できないお祭りには協賛金を支払ったこと。雪かきに関しては人員の関係でフィールド以外はできないこと。夜 8 時以降の音出し禁止については、禁止ではなく、音量を下げた対応するという認識であったこと。住民が設置したゲートの破壊については、お話をいただいた際、その方がゲートを壊されたところを実際に目撃していなかったという中で、事業者が早急に事実確認をしたが、その日の宿泊客はなく、フィールドから出入りした車両もなかったということ。また、手で曲げられるようなゲートではないことから、事業者関係ではなく、別の車両と考えられること。駐車場の開門時間が遅いときについては、これは川野観光駐車場のことかと思われませんが、過去には地域住民から町に連絡があり、直接町から事業者にご注意をした経緯があり、それ以

降は時間どおり、もしくは少々早い時間に開門しているということでございます。

なお、深夜に訪れる客と言われている事案につきましては、隣接のロープウエー施設と誤って侵入されるケースが多くあり、事業者の関係性はなく、川野駐在所にもその旨説明をさせていただいているとのことであります。

また、昨年11月27日に発生した事案については、当該人物から働きたい旨の話があり、今後採用できるか見きわめるため、試験的に施設等の管理・清掃を依頼していた人物であるが、薬物所持ということで逮捕されました。町からは、青梅警察署刑事組織犯罪対策課に事実関係の確認を行いました。薬物の所持に関して当該人物と事業者の間には関係ないとの回答がありました。

しかしながら、地域住民の皆さんにご迷惑とご心配をおかけしたことは事実でありますので、町では直ちに事業者と連絡し、町への事業説明と自治会長を初めとする地域住民の皆さんに謝罪と説明を行うよう指示をいたしたところでございます。

町では、議員からご質問がありましたように、地域住民の不安を取り除いていく責務がございますが、いただいたご質問の内容には一部事実と相違するところもあるようでございます。これは情報の送り手側と情報を受け取る側で理解や認識が一致していない、あるいは双方の情報のすり合わせが十分でないことに起因していたかもしれません。

町でも事業者に対しては、地域住民への情報提供や、常日ごろからの挨拶を初めとするコミュニケーションを図り、ご理解をいただかないと事業継続は難しいこと、これまでに幾度となく伝えてまいりました。

このグランピング事業は、指定管理施設ではなく、普通財産の貸し付けであるため、基本的には経営手法等には言及はしませんが、町外からの事業者でもあり、町の知識や経験も乏しいことから、過去から指導を行い、また、これらの状況につきまして東京都にも逐次報告しております。

しかし、地域住民の皆さんが不安な思いをしている要因の一つとして、事業者からの適時適切な情報提供やコミュニケーション不足があることは否めないと考えております。

一方で、町は、貸主として事業者と賃貸借関係にありますので、地域住民皆様のご意見や事業者の状況を含め、事実関係と契約内容に基づき、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（原島 幸次君） 若菜教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 6番、大澤由香里議員の1つ目の一般質問、施政方針について

での2点目、新型コロナウイルス感染症対策についてのうち、教育委員会が所管をします小・中学校の臨時休校についてお答えを申し上げます。

去る2月27日に開催された政府の第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議終了後、安倍総理大臣より、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、全国すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう要請が寄せられました。

町教育委員会では、翌28日に臨時の校長会を開催をし、対応を協議いたしました。2月27日正午の時点で、東京都は感染者数が33名と全国で北海道に次ぐ2番目の数であったこと、北海道では、既にすべての小・中学校が臨時休校となったこと、奥多摩町は、青梅線の直通電車があり、都心と行き来する通勤・通学などの乗客が多いことなどから、町内の小・中学校3校を春休み開始まで臨時休校とすることを全会一致で決定をいたしました。

その後、同日夕方に文部科学省からも新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などにおける一斉臨時休業について通知が出され、改めて臨時休校を行うよう依頼をされたところです。

全国では3月4日現在、小学校の98.8%に当たる1万8,923校、中学校の99%に当たる9,124校が休校となっております。

東京都内においては、すべての公立小・中学校が休校となり、小笠原村を除き、春休みまで休校を継続することとしております。

隣接の自治体では、青梅市が当初は3月15日までの臨時休校にしておりましたが、いまだ感染拡大が終息する見込みがないということから、3月10日に春休み開始まで休校を延長することを決定をいたしました。

また、東京都においては、市町村ごとの感染者数が公表されていないため、近隣の市町村での感染状況を把握できないという問題もございます。

このようなことから、町教育委員会では、今の時点で奥多摩町の小・中学校の休校を春休み前に解除する状況にはないものと考えております。

なお、校庭の開放につきましては、先ほど文部科学省通知で、臨時休業中は人の集まる場所への外出は避け、基本的に自宅で過ごすこととしておりますので、休校中の児童・生徒への開放は難しいと考えております。

突然の長期休校により、保護者や児童・生徒、家族の皆様方には大変ご不便・ご苦勞を

おかけしているところではございますが、影響を最小限にとどめるため、日中に家族が見守ることが難しい児童などを預け入れるために学童保育を朝8時から開設をすること、毎週1回、登校日を火曜日に設け、児童・生徒の様子を観察することとともに、この日は終日、校庭の開放もあわせて行っていること。また、もともと土日は休校日ではないため、校庭は開放しております。週3日は開放していることとなりますので、ご父兄の方にもPRをいただけると幸いです。

休校中は授業にかわるものとして課題を与え、前週の課題を提出させること、東京都教育委員会公式ホームページにございます東京都ベーシックドリルというのがありますが、これに取り組みさせることなどの方策をとっております。中学校におきましては、タブレット端末を持ち帰らせ、担任が毎朝画面で生徒と対面で通話をし、逐次課題を送信をして、完了後に生徒が返信をするというオンライン授業も行っております。

また、昼食につきましては、町内飲食業者などが子ども弁当として、子ども向けに安価なお弁当を販売開始したとの情報もございますので、給食が停止してお困りのご家庭でご利用いただくことも可能ではないかと考えております。

町教育委員会では、今後も感染症の発生状況や、国や都の対応を注視をし、児童・生徒や保護者・家族が安心して安全に過ごせるよう対応に全力を注いでまいります。

○議長（原島 幸次君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。質問、回答入れて1時間以内ということですので、一応内規でありますので、簡潔にお願いします。

○6番（大澤由香里君） 答弁ありがとうございます。

高齢者医療について、75歳以上の非課税世帯の人数と課税世帯の人数、わかりましたらお願いします。

要望としましては、非課税世帯のみじゃなくて全員にやっていただきたいということで、よろしくをお願いします。

時間がないので、手短かに。新型コロナ対策の休校措置については、2週間たってもおさまる心配がないので、さらに感染が広がっているという今の状況ではいたし方ないのかなと思います。町には休校中の小・中学校の児童・生徒の状況把握に努めるとともに、子ども、保護者、教職員など、現場の意見や要望に耳を傾け、きめ細かな対応をしていただきたいと思います。

補足ですが、せっかく奥多摩町ではIT教育を推進しているので、登校が無理なら、家にいながら勉強できる遠隔授業を小学校でも実施していただきたいという声もありました。また、国が会社員には休業補償を1日8,330円助成するのに対して、自営やフリーランス

の方には4,110円と、根拠もなく、半分以下しか助成しないことについて、奥多摩町の自営業の方から怒りの声が届いております。この一律休校に伴う休業補償について、鳥取県や山梨県などでは県独自で支援する動きも出ています。そういった自治体独自の対策もご検討いただくとともに、国への要望もあわせて行っていただくようお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 質問の意図は何でしょうか。

○6番（大澤由香里君） 75歳以上の非課税世帯。時間がないのでいいですか。今のコロナ対策についてはご答弁がありましたらお願いしますということで。

あと、グランピングのことについて、グランピングの業者と地元住民の意見が違うということですが、コミュニケーションを取れないということが非常に問題だと思います。町と住民の皆さんとグランピングの業者の方と3者で話し合いを持つことも地元の住民の皆さんはやぶさかではないと思いますので、ぜひ話し合いを持っていただいて、住民の方が撤退していただきたいという意見がある以上、その意向も業者の方にしっかりわかっていたきたいと思います。契約ですが、もし契約を解消できるとしたらいつできるのかというのをお聞かせいただければと思います。

○議長（原島 幸次君） 加藤副町長。

○副町長（加藤 一美君） 私のほうからは、1点目の75歳以上の後期高齢の関係でございませけれども、加入の総数が直近で1,347名です。そのうちの非課税世帯の方々が、正確には628名、うち町のほうで把握をしている方々がそのうち500名が医療機関に通院しているということで、残りの方々は課税世帯となります。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 大澤議員の2点目の質問にお答えします。

小学生に対する遠隔授業ということでございますが、中学生と違いまして、小学生のタブレットは、すべてが電話回線を通じてできるものではなく、小学校の教室のWi-Fi環境でなければ使えないものが多数ございますので、今現在では難しいと考えております。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3つ目の再質問でございます。グランピングの部分についてでございます。

業者、地元、それから町を含めて3者でということのご要望もございますので、その辺調整を図ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、契約解除の関係でございますけれども、こちらにつきましては契約書の内容に沿ってということでございます。契約期間については、現在の貸借については、これは民法の定め等にもよるものなんですけれども、29年12月1日から発効しております、30年間ということであります。ただし、先ほど答弁の中で申し上げたように、自然公園法の関係で許可が3年間という部分がありますので、ちょっとその辺を絡めて、また、当然、法令遵守の部分もありましたり、また、当然、近所に迷惑をかけないという話も中には載っています。ただ、その場合に、どの部分が、例えば最終的に争いになった場合にどこがその線引きの部分になるかという分もありますので、よくその辺は、まずはコミュニケーションをとらせていただいて、その先にそういう話をさせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 大澤議員、1時間たちましたので、よろしいですか。

○6番（大澤由香里君） 早口で答弁いただいてありがとうございます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、6番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第2 一般質問はすべて終了しました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで休憩にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、午後3時50分より再開いたします。

午後3時38分休憩

午後3時50分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3 陳情第1号 奥多摩病院の存続・充実を求める意見書採択についての陳情書を議題とします。

本件については、去る3月6日、経済厚生常任委員会に審査が付託され、11日に審査が終了しております。

本日、お手元にその結果が報告されております。

審査の経過及び結果について、経済厚生常任委員長、小峰陽一議員よりご報告願います。小峰陽一議員。

〔8番 小峰 陽一君 登壇〕

○8番（小峰 陽一君） それでは、経済厚生常任委員会の陳情審査報告をいたします。

当委員会は、3月6日に開会の第1回定例会第1日目に審査が付託された陳情第1号奥多摩病院の存続・充実を求める意見書採択についての陳情書について、3月11日に委員全員と病院事務長の出席のもと、審査を行いました。

陳情第1号については、まず、奥多摩病院事務長に説明を求めたところ、令和元年奥多摩町議会第4回定例会における一般質問で、3名の議員から奥多摩病院の再編・統合問題についての質問があり、これに対する町長からの答弁内容について病院事務長より説明を受けました。

この答弁の要旨である今回の厚生労働省の病院の再編・統合といった唐突な公表は、他の自治体にとっても大きく受けとめられ、それぞれの地域において住民に不安を与えたものでありますが、町としては、東京都の西北端に位置し、隣接する山梨県の住民の医療の確保も含め、地域の中核病院として位置づけられているので、今後、より効率的な病院として議論することはあっても、廃止に向けた検討を行うことは考えていないという病院管理者である河村町長の答弁の発言を各委員で確認しました。

また、病院事務長から、今回の国の取り組みは、急性期機能等に関する医療機能について分析を行ったものであること、医療機関そのものの統廃合を決めるものではないこと、地域の実情に関する知見も補いながら、地域医療構想調整会議の議論を活性化し、議論を尽くすことが重要であると説明を受けました。

議会事務局からは、今回の陳情における他の自治体議会の状況として、同じく病院名を発表された東京都八丈町では何らの動きがないとの報告を受けた後、審査に入りました。

委員に意見を求めたところ、町内の住民の一部で病院がなくなるのではないかという不安の声が聞こえている。国に対して議会として意見書を提出すべきである。採択。

さきの一般質問の答弁のとおり、管理者である町長が廃止を一切考えていない。一議会が国に対して意見を提出するまでには及ばないと考える。趣旨採択。

住民の一部でも、病院がなくなると勘違いしているのであれば、我々議員が住民に、議会だより等を用いて、町長答弁を詳しく丁寧に説明、周知する必要もあるのではないか。この陳情の意見書の中で、奥多摩病院の存続・充実を訴えていることの趣旨は理解するが、意見書の提出は不要と考えるため、趣旨採択。

などの意見が出され、採決の結果、趣旨採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては、陳情第1号については趣旨採択とすべきものと決定しました。

以上で、経済厚生常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、経済厚生常任委員会の報告は終わりました。

これより質疑と採決を行います。

初めに、陳情第1号の経済厚生常任委員会委員長報告について、所管外で質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第1号の経済厚生常任委員会委員長の報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第1号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 陳情第1号について、経済厚生常任委員長の報告は、趣旨採択とすべきものでありますが、これに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、陳情第1号については本陳情を委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は3月23日となっておりますので、明日3月14日から22日までの9日間は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 異議なしと認めます。よって、明日3月14日から22日までの9日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議4日目は、3月23日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後3時57分開会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員